

DISCLOSURE 2021

# もおしん

ディスクロージャー誌



「真岡市内走るSL」 写真：真岡鐵道(株)SLもおか

## 真岡信用組合の概要

(令和3年3月31日現在)

所在地	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1
創立	昭和27年3月10日
出資金	559百万円
組合員数	14,252名
預金積金	93,796百万円
貸出金	49,000百万円
店舗数	6店舗
常勤役員数	75人
営業エリア	栃木県真岡市、栃木市、小山市、宇都宮市、下野市、芳賀郡、下都賀郡、河内郡、塩谷郡高根沢町

## Contents

ごあいさつ	1
概要	2
役員一覧	3
総代会について	4～5
トピックス	6～7
地域貢献	8～11
事業方針	12
経営状況	13～15
リスク管理態勢	16～18
法令遵守体制、顧客保護管理体制	18
利益相反管理方針	19
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針	19
当組合の保険募集指針	20
反社会的勢力に対する基本方針	20～21
報酬体系について	21
当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について	22
資料編	23





## ごあいさつ

皆さまには平素より真岡信用組合に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

本年もここに当組合についてより一層ご理解を深めていただきたく、令和2年度第70期の現況をとりまとめた「もおしんDISCLOSURE 2021」を作成いたしましたのでご高覧賜りたいと存じます。

当組合は協同組織金融機関の相互扶助の基本理念に基づき、地域を支える中小事業者や生活者の立場に立ち、そのニーズにきめ細かく対応し地域経済の発展に貢献する金融機関を目指してまいります。

さて、わが国の経済環境は新型コロナウイルスの感染拡大により多くの企業・業種で厳しい状況が続いております。これまで政府による実質無利子融資や持続化給付金、雇用調整助成金などの支援により企業の破綻や失業の急増は回避されてきましたが、経済の先行きは不透明感に覆われております。また、少子化による労働人口の減少や経営者の高齢化等の構造的な問題が深刻化しており、一方でテレワークやオンライン会議、ペーパーレス・印鑑レス化、そしてキャッシュレス決済の常態化等、社会全体が新しい様式への移行という形で変化しております。金融環境においては超低金利政策の長期化で厳しい収益環境が続いており、各金融機関はコスト削減と業務の効率化の動きを加速させております。

このような状況のもと令和3年3月末の預金積金残高は937億9,652万円と前期比4.47%の増加、また貸出金残高はコロナ関連融資を含めた事業性資金が伸び、490億90万円と前期比7.07%の増加となりました。収益面では貸出金利回りが低下する中、残高が順調に増加したことで貸出金利息は前期比2.37%の増加となりました。また、預け金・有価証券は効率的な運用を行いました。役職員一丸となり収益向上に努めた結果、当期純利益1億2,371万円の計上となりました。自己資本比率は9.78%と国内基準の4.0%を大幅に上回っており、健全性を確保しております。

令和2年度はコロナ禍一色の一年となりました。そして今なお感染の拡大は続いております。当組合は引続き資金繰り支援・本業支援等お取引先の課題解決に向け積極的に取り組んでまいります。令和3年4月、「事業承継・引継ぎ支援センター」事業を経済産業省から受託している宇都宮商工会議所と県内6信用金庫、2信用組合が「事業承継に係る業務連携・協力に関する覚書」の締結を行いました。少子高齢化が進み休廃業・解散が進む中、今回の連携強化により事業承継支援を進め、地域社会の活性化や地方創生に貢献してまいります。

引き続き格別のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

理事長 塚田 義孝

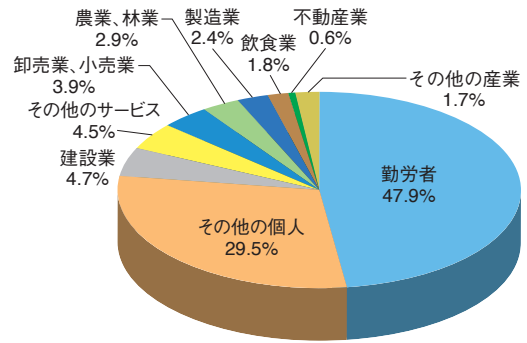
# 概要

## ■ 組合員の推移

(単位:人)

区分	令和元年度末	令和2年度末
個人	13,176	13,095
法人	1,138	1,157
合計	14,314	14,252

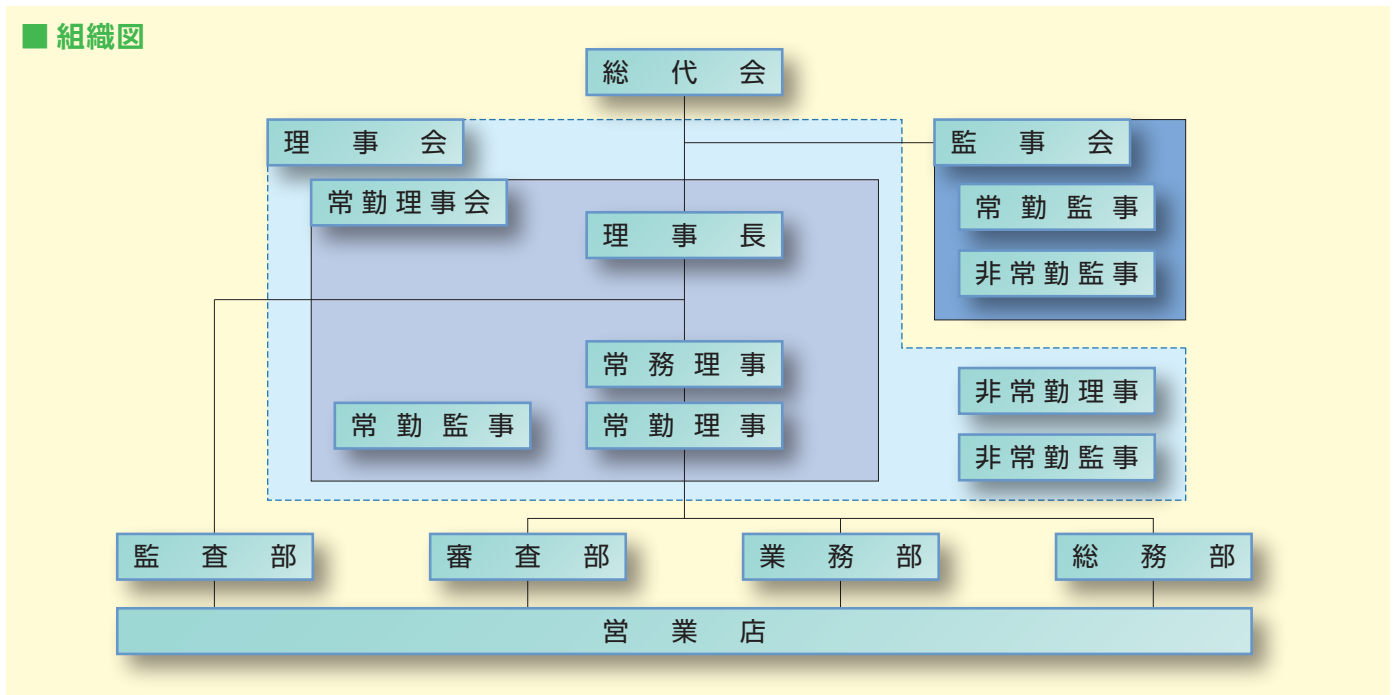
## ■ 組合員の業種別構成



## ■ 当組合の子会社

該当事項なし

## ■ 組織図



## ■ 当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和27年3月10日 / 真岡市台町4,161番地において業務開始  
初代理事長に塚田常吉 就任
- 昭和28年5月18日 / 本店を真岡市荒町1,100番地1に移転
- 昭和34年9月21日 / 益子支店開設
- 昭和36年8月24日 / 七井支店開設
- 昭和38年8月6日 / 芳賀支店開設
- 昭和50年7月17日 / 台町支店開設
- 昭和51年12月29日 / 預金残高 100億円達成
- 昭和58年3月31日 / 預金残高 200億円達成
- 昭和63年6月4日 / 理事長塚田常吉 会長に就任  
二代理事長に塚田英一郎 就任
- 平成4年8月14日 / 預金残高 400億円達成
- 平成5年10月1日 / 日本銀行歳入復代理店認可
- 平成10年4月8日 / 荒町支店開設  
同日、本店を真岡市並木町1丁目13番地1に移転
- 平成10年4月30日 / 預金残高 500億円達成
- 平成10年6月19日 / 会長塚田常吉 顧問に就任
- 平成14年3月 / 創立50周年
- 平成15年12月15日 / 預金残高 600億円達成
- 平成19年3月 / 創立55周年
- 平成20年2月15日 / 預金残高 700億円達成
- 平成20年11月25日 / 荒町支店新築移転オープン
- 平成22年6月25日 / 理事長塚田英一郎 会長に就任  
三代理事長に塚田義孝 就任
- 平成24年3月 / 創立60周年
- 平成24年12月17日 / 台町支店が長田支店へ名称変更し移転  
所在地:真岡市長田187番地5
- 平成25年12月13日 / 預金残高 800億円達成
- 平成27年6月24日 / 会長塚田英一郎 相談役に就任
- 平成29年3月 / 創立65周年
- 平成29年4月3日 / 芳賀支店新築移転オープン
- 令和2年3月5日 / 預金残高 900億円達成
- 令和2年4月13日 / 益子支店新築移転オープン
- 令和4年3月 / 創立70周年

# 役員一覧

## 常勤役員



理事長 塚田 義孝



常務理事 豊田 光弘



常勤理事 渡辺 善美



常勤理事 瀬畑 渡



常勤理事 小林 正巳



常勤監事 北川 哲也

## 非常勤役員



理事 田上 貴



理事 林 純一



理事 関口 勝義



理事 塚本 裕昭



理事 田川 治道



監事 埴 喜夫



員外監事 矢板橋 文夫

### ■ 理事および監事の氏名

(令和3年6月末現在)

- 理事長／塚田 義孝
- 常務理事／豊田 光弘
- 常勤理事／渡辺 善美
- 常勤理事／瀬畑 渡
- 常勤理事／小林 正巳
- 常勤監事／北川 哲也
- 理事／田上 貴(\*)
- 理事／林 純一(\*)
- 理事／関口 勝義(\*)
- 理事／塚本 裕昭(\*)
- 理事／田川 治道(\*)
- 監事／埴 喜夫
- 員外監事／矢板橋 文夫

### ■ 会計監査人の名称

(令和3年6月末現在)

- 公認会計士小川修事務所 公認会計士 小川 修

注) 当組合は、職員出身者以外の理事5名(\*)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。



# 総代会について

## ■ 総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

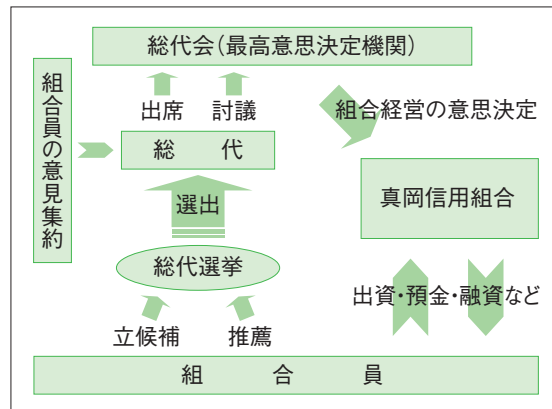
しかし、当組合は、組合員14,252名(令和3年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

また、当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



## ■ 総代の役割

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

### (1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員100人以上から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

### (2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっており、令和元年5月に改選されました。なお、当組合は地区(選挙区)を3つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上110人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております(令和3年3月31日現在の組合員総数は14,252人)。

## ■ 第70期通常総代会の報告

第70期通常総代会は、令和3年6月24日(木)午前10時30分よりフォーシーズン静風にて開催されました。下記の決議事項については、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

### ○ 報告事項

第70期事業報告ならびに貸借対照表及び損益計算書報告の件

### ○ 決議事項

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 利益剰余金処分案について承認を求める件          |
| 第2号議案 | 令和3年度事業計画及び収支予算書案について承認を求める件 |
| 第3号議案 | 定款の一部変更の件                    |
| 第4号議案 | 任期満了による理事改選の件                |
| 第5号議案 | 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件            |
| 第6号議案 | 組合員の除名に関する件                  |



第70期通常総代会

## ■ 総代のご紹介

(敬称略・順不同・令和3年6月末現在)

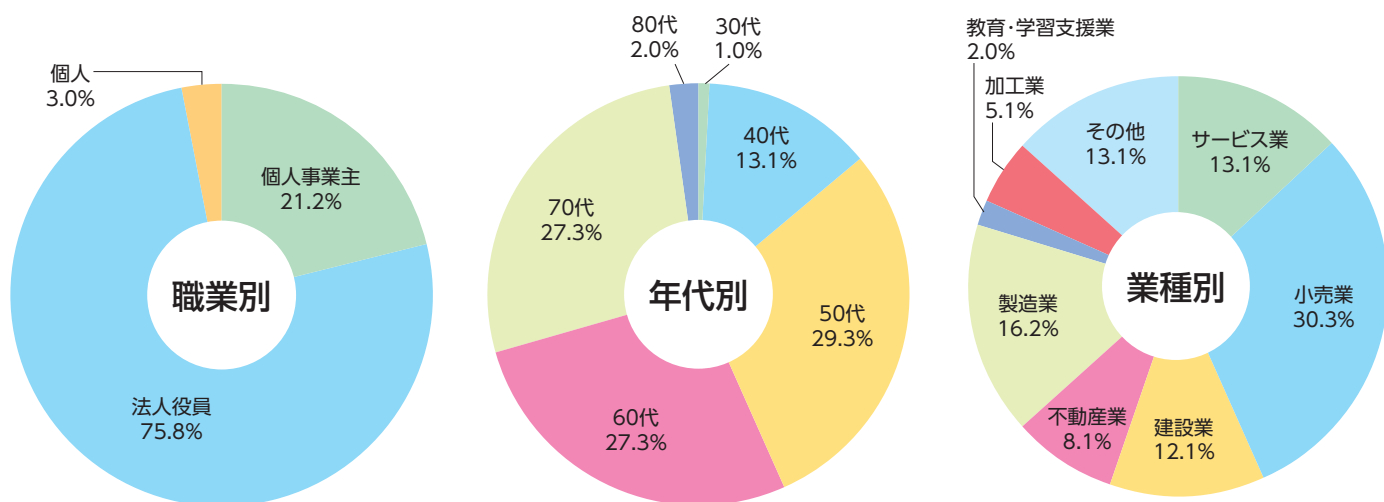
総代氏名							
真岡地区(本店、長田支店、荒町支店の所轄地域) 総代定数:52名 総代数:51名							
木村 慎太郎◆	久保 明久⑤	鹿沼 正司③	上野 裕③	川崎 寛章②	秋山 康雄④	大瀧 和弘④	
石田 順一⑤	細野 美貴③	山口 茂美⑧	高松 恒夫⑦	入江 一守②	猪瀬 住之③	樋口 信之④	
齊藤 敏彦③	加藤 敏夫⑥	舘野 正弘⑤	入江 真吾①	木村 義弘①	笠原 正美①	岩崎 鶴吉⑩	
仲島 信男③	上野 徳浩⑩	青山 守男⑤	飯塚 正也◆	蓬田 辰男⑨	樋口 貴則③	佐藤 進①	
近藤 幸光①	暮田 紳一郎④	海老原 恒光④	久保 恵一④	中川 栄一郎②	松本 孝市②	秋山 利之④	
石坂 茂紀③	神保 吉房⑧	菊嶋 達雄⑧	渡辺 正◆	横田 透④	山口 久一郎④	細島 鉄夫③	
伊藤 健②	上野 稔⑤	大幡 寛◆	藤枝 光充⑦	久保 浩彦◆	松本 弘行②	宇賀神 裕一①	
平石 典嗣①	柳田 耕史①						
益子地区(益子支店、七井支店の所轄地域) 総代定数:30名 総代数:30名							
柳 廣明②	大塚 和美②	塚田 光市⑨	萩原 新也⑧	塚本 和也⑦	飯塚 隆⑨	塚本 倫行④	
鈴木 久仁章◆	篠原 泰三④	大畑 和広⑤	鍛冶浦 豊⑤	酒寄 元吉⑤	山本 修一⑦	佐久間 藤也③	
大山 正樹②	大塚 久男⑤	平野 良和◆	柳 一己②	荒井 久①	加藤 靖博①	岩崎 秀樹②	
茂垣 茂④	荒山 昌久③	岩崎 信⑦	清水 益栄③	細野 廣美④	大岡 正四◆	藤澤 通之⑥	
高田 和則①	大塚 正雄①						
芳賀地区(芳賀支店の所轄地域) 総代定数:18名 総代数:18名							
小林 久人④	荒川 守④	小玉 裕一②	小松 幸一②	大林 栄一⑦	磯 親悦⑤	小筆 純男⑤	
堀内 一浩②	水沼 孝夫③	鈴木 彰一②	水沼 正②	稲延 和幸④	小金 幹典②	矢口 貴②	
塩田 秀樹④	鈴木 義恵⑩	安齋 哲夫①	永島 勝弘①				

(注) 1. 氏名の後に就任回数を記載しております。

2. 就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております。

## ■ 総代の属性別構成比

(令和3年6月末日現在)



※業種別は、法人役員、個人事業主に限る。

# トピックス

## 益子支店 が新築移転オープンしました。

令和2年4月13日(月)に益子支店が新築移転オープンしました。  
 駐車場からロビーまでバリアフリー設計を施し、高齢者のお客さまをはじめ多くのお客さまに安心してご利用いただける店舗といたしました。  
 オープン当日はお足元の悪い中、多くのお客さまにご来店いただきました。



## 懸賞金付定期預金

## 『ハッピーチャンス』 当選番号の抽選会を実施しました。

令和3年1月27日(水)に益子支店2階会議室において、懸賞金付定期預金『ハッピーチャンス』当選番号の抽選会を実施しました。抽選会では新型コロナウイルス感染対策を行い、真岡新聞社様立ち合いのもと、厳正な抽選を行い当選番号が決定いたしました。



### 懸賞金付定期預金 『ハッピーチャンス』 当選番号表

抽選日：令和3年1月27日(水) 於：益子支店(2階会議室)

懸賞金	当選番号								
特賞 10万円	各組共通 下4ケタ <table border="1"> <tr> <td>2402</td> <td>3036</td> <td>5948</td> </tr> <tr> <td>6111</td> <td>1694</td> <td></td> </tr> </table>	2402	3036	5948	6111	1694			
2402	3036	5948							
6111	1694								
1等 5千円	各組共通 下3ケタ <table border="1"> <tr> <td>938</td> <td>746</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>295</td> <td>122</td> <td></td> </tr> </table>	938	746	333	295	122			
938	746	333							
295	122								
2等 3千円	各組共通 下3ケタ <table border="1"> <tr> <td>775</td> <td>543</td> <td>735</td> <td>870</td> </tr> <tr> <td>480</td> <td>742</td> <td>229</td> <td>897</td> </tr> </table>	775	543	735	870	480	742	229	897
775	543	735	870						
480	742	229	897						

※懸賞金は、定期預金の満期日以降にお支払い致します。

※懸賞金には、20.315%の源泉分離課税が適用されます。



## 「ものづくり企業展示・商談会2020」の共催

地元企業の販路拡大の支援、地域経済の活性化に貢献することを目的とした、関東圏内の製造業者を一堂に招いて開催する「ものづくり企業展示・商談会2020」を、足利銀行が主催、県内信用組合、信用金庫及び栃木県と栃木県信用保証協会が共催し、令和2年11月12日(木)に宇都宮市のマロニエプラザ大展示場で開催いたしました。

この商談会には当組合でお取引いただいている企業3社が出展いたしました。





## ホームページを全面リニューアルしました。

当組合ではお客さまにとって「見やすい」「使いやすい」ホームページを目指して、令和3年2月19日(金)に全面リニューアルしました。

今回のリニューアルでパソコンの他にスマートフォンやタブレット端末からも快適に閲覧・ご利用いただけるようになりました。

今後ともお客さまへのサービス向上のため、更なる情報の充実を図ってまいります。



## 宇都宮商工会議所と

## 「事業承継に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。

令和3年4月7日(水)に当組合と宇都宮商工会議所は、「事業承継に係る業務連携・協力に関する覚書」を下記の通り締結しました。

### 【業務連携の内容】

1. 事業承継・引継ぎに関する事業者からの相談の対応
2. 事業承継・引継ぎの支援を目的とした事業者の相互の紹介
3. 事業承継・引継ぎの支援に関するノウハウの共有
4. その他付随する支援業務全般の連携



# 地域貢献

## 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合では、真岡市及び芳賀郡を中心に営業区域とし、地元の中小事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという「相互扶助の理念」に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小事業者や住民一人ひとりの顔が見えるキメ細やかな取引を基本とし、常に顧客(組合員)の発展や生活の質の向上に貢献するため、顧客(組合員)の利益を第一に考え適切なリスク管理を行い経営の健全性の確保・自己資本の充実など堅実経営に努めてまいります。

また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に取り組んでおります。

### 預金等を通じた地域貢献

既存の預金商品のほか、下記の商品もご用意しております。

#### もおしん「子育て応援積金」

18歳未満のお子さまがいらっしゃるご家庭(妊娠中を含む)に金利を優遇する定期積金を販売しております。

**大切な未来のために！**  
**もおしん「子育て応援積金」**

18歳未満のお子さまがいらっしゃるご家庭(妊娠中を含む)に金利優遇します。  
「とらぎ笑顔つぎつぎカード」をご持参下さい！

とらぎ未来クラブ

預入時のスーパー積金の店頭金利にお子さまの人数によって金利上乗せ致します！

お1人の場合	お2人の場合	3人以上の場合
10年 0.05%	10年 0.075%	10年 0.10%

平成25年4月1日現在

※お預け預けのり  
ご契約時点で当組合の営業区域内にお住まいの方で18歳未満のお子さまがいらっしゃるご家庭の親権者  
※お預けのり  
毎月10,000円以上(預入単位：1,000円)

※お預け入れ期間  
3年以上5年以下

※中途解約時、お預け戻し時の取扱い  
・原則として満期時の解約時で取扱い。やむを得ず満期前に解約される場合は次により利息相違額を計算し、相違額をともに支払います。  
A. 解約日から満期までの期間が12か月未満の場合・・・解約日の普通預金利率  
B. 解約日から満期までの期間が12か月以上の場合・・・約定年利回り×100%  
・お預けが滞り続いた場合は、満期日(滞り期間)に相当する期間満期とするか、または、約定年利回り(1年を100日とする)の割合による利息相違額をいただく予定です。  
・満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率で計算します。

**真岡信用組合**

〒310-0285 (82) 3401 真岡支店 0285(72) 2903 高橋支店 0285(82) 6311  
〒310-0285 (72) 3521 芳賀支店 0285(67) 1118 高橋支店 0285(82) 0200

※詳しくは、最寄りの窓口または渉外担当書にお尋ねください。

#### 「しんくみ相続信託」

お客さまのより安心できる資産管理を目指し、相続が発生した際、受取人の方が手続きに悩まされることなく資金をスムーズに受け取ることができる遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」を取り扱っております。

商品のご案内

すぐ必要になるお金に備える

**しんくみ 相続信託** **元本保証**

ご家族の頼りは、引き出しやすい資金です。

もしものときー。

でいいよ！ **信用組合**  
・コンビニATM

### 取引先等への支援状況等

#### 新型コロナウイルスに関する「特別相談窓口」の設置について

令和2年2月18日(火)から新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大により、直接的・間接的に事業に影響を受ける法人・個人事業主のお客さまの経営や資金繰り等のご相談・ご要望にお応えするため、特別相談窓口を設置しております。お気軽にお申し付けください。

#### 「ものづくり企業展示・商談会2020」の共催

地元企業の販路拡大の支援、地域経済の活性化に貢献することを目的とした、関東圏内の製造業者を一堂に招いて開催する「ものづくり企業展示・商談会2020」を、足利銀行が主催、県内信用組合、信用金庫及び栃木県と栃木県信用保証協会が共催し、令和2年11月12日(木)に宇都宮市のマロニエプラザ大展示場で開催いたしました。

この商談会には当組合でお取引いただいている企業3社が出展いたしました。

## 融資を通じた地域貢献

中小事業者及び地域の皆さまの資金ニーズに円滑にお応えするために、各種ローンをご用意しております。

### 職域提携企業向けローン

当組合と職域サポート契約をしていただいた企業・事務所等にお勤めの皆さまへ優遇サービスを提供する取組みです。

### もおしん教育カードローン

入学金や授業料のお支払い等、お子さまの教育資金のサポートをいたします。在学期間中は必要な時に必要な分だけお借入いただけます。ご融資金額は最高500万円まで、カードで出し入れでき大変便利です。

日頃お仕事でお忙しい皆さま 当組合がしっかりサポートします！

## 職域提携企業向け

対象商品

- フリーローン
- カーライフローン
- 奨学ローン
- リフォームローン
- 目的ローン



当組合と「職域サポート契約」を締結している事業所にお勤めの皆様に対し、当組合通常ローン商品の優遇金利より

# 年0.5%

優遇いたします。

---

**職域提携制度とは**  
当組合と職域サポート契約をしていただいた企業・事業所等にお勤めの皆様へ優遇サービスを提供する取組です。

**ご利用いただける方**  
当組合と「職域サポート契約」を締結されている事業所等に勤務する従業員等（代表者・役員の方も含みます）  
お申込時の年齢が満20歳以上、かつ勤続1年以上の方、保証会社の保証が得られる方  
※保証会社がお客様の信用に応じた優遇金利から適用して審査し、優遇利率と融資額を決定します。  
※審査結果によってはご希望に応えない場合がございます。あらかじめご了承ください。



ちかかにいるから、チカラになれる。



## もおしん教育カードローン

ご融資金額

最高500万円

ご融資利率

固定年 3.9%

いつでも簡単

カードで出し入れ

<p><b>ご利用いただける方</b> 「職域提携」の申込者 対象事業所にお勤めの方 保証会社の保証が得られる方</p> <p><b>対象商品</b> フリーローン、住宅ローン、自動車ローン、リフォームローン、目的ローン</p> <p><b>お申し込み</b> 年齢：20歳以上、勤続1年以上 収入：年収100万円以上 保証：保証会社の保証が得られる方</p> <p><b>ご融資内容</b> ご融資金額：100万円～500万円 ご融資利率：固定年3.9% ご返済期間：最長10年</p> <p><b>ご返済方法</b> 毎月1回以上のご返済が条件です。</p>	<p><b>ご返済方法</b> 口座振替、現金、ATM、クレジットカード</p> <p><b>ご融資期間</b> 最長10年</p> <p><b>ご返済開始</b> ご融資開始日より1ヶ月後</p> <p><b>ご返済利率</b> 固定年3.9%</p> <p><b>ご返済手数料</b> ご返済手数料はかかりません。</p>	<p><b>ご融資条件</b> ご融資開始日より1ヶ月後</p> <p><b>ご返済開始</b> ご融資開始日より1ヶ月後</p> <p><b>ご返済利率</b> 固定年3.9%</p> <p><b>ご返済手数料</b> ご返済手数料はかかりません。</p>
---	---	---

本 店 / 0285 (82) 3401 芳賀支店 / 028 (677) 0138  
 藤子支店 / 0285 (72) 3221 長根支店 / 0285 (82) 6311  
 七井支店 / 0285 (72) 2503 栗駒支店 / 0285 (85) 0800

～詳しくは最寄りの窓口または弊社担当者におたずねください～

商品要項及び上記以外の商品については、最寄りの窓口またはホームページでご確認下さい。

## 「しんくみ食のビジネスマッチング展」

全国の信用組合とお取引をいただく皆さまに、新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーとの出会いの場を提供し、販路拡大・新商品開発・商品PR・販売促進等を通じて、事業発展並びに地域振興に繋げていただくことを目的とした「2020しんくみ食のビジネスマッチング展」が、全国信用協同組合連合会、一般社団法人 全国信用組合中央協会、一般社団法人 東京都信用組合協会が主催、都内全信用組合及び全国参加信用組合が協賛し開催される予定でしたが、昨年度は新型コロナウイルスの影響で中止になりました。今年度は10月からオンラインで開催される予定です。

当組合は、今後もお客さまのニーズにあったビジネスマッチングの機会を提供してまいります。



## 地域サービスの充実

### もおしんインターネットバンキング、ペイジー(Pay-easy)

「もおしんインターネットバンキング」では各種取引照会、振込振替、総合振込、給与・賞与振込などに加え、「でんさいネット」もご利用になれます。セキュリティ対策も行っており、安心してご利用いただけます。

また、ペイジー(Pay-easy)をご利用いただくと手数料無料で場所を選ばず簡単に税金や国民年金保険料、ネットショップでのお買い物の支払いができます。

### 国民年金基金

国民年金基金は、自営業・フリーランスの皆さまの老齢基礎年金に上乗せする公的な年金制度です。税制優遇を受けていただきながら、老後の生活に備えることができます。

国民年金基金への加入をご希望のお客さまは、最寄りの店舗にて加入受付を行っています。

**もおしん  
インターネットバンキング**

**1. 簡単**  
新たな機器や専用端末を購入する必要がなく、インターネットに接続できるパソコンがあれば、ご利用することができます。

**2. 便利**  
事務所にいながら、預金残高や引出金明細などの照会、振込・振替、総合振込、給与(賞与)振込が行えるので、経理事務の負担が軽減されます。

**3. 経済的**  
お振込手数料は窓口よりお安くご利用いただけますので、経費削減が図れます。

**4. 安心**  
ワンタイムパスワードまたは、クライアント証明書をご利用いただけます。

**サービス内容のご案内**

**【各種取引照会】**  
ご登録いただいたご利用口座の残高照会・引出金明細を行うことができます。

**【給与・賞与振込】**  
ご登録いただいたご利用口座から、指定した従業員の名義、日付、金額を指定し、振込を行うことができます。  
※法人・個人事業主のみ振込が可能です。

**【振込振替】**  
当組合本店のほか、他行にもお振込ができます。お振込指定日はもちろんのこと、お振込指定日の28営業日前からのご予約も可能です。

**【総合振込】**  
ご登録いただいたご利用口座から、取引先に振込先口座情報、振込日、金額を指定し、複数の振込を一括で行うことができます。

・もおしんインターネットバンキングをご利用いただくには、当組合に当座預金口座または普通預金口座が必要です。  
・インターネットが接続できる環境とメールが受信できるメールアドレスが必要となります。  
・利用手数料については、法人・個人事業主のみ、月額1,100円(税込)を毎月代表口座からお引き落としとさせていただきます。なお、総合振込、給与・賞与振込サービスをご利用の場合は、月額3,300円(税込)となります。  
・振込手数料は、振込ごとに所定の手数料をお支払いいただけます。  
・給与(賞与)振込および口座振替をご利用いただく際には、別途申込みが必要となります。  
詳しくは窓口にお問い合わせください。

**真岡信用組合**

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

**国民年金基金**

人生100年時代の「プラス年金」

自営業・フリーランスのみなさまにプラス!

お申し込みいただけます。

【真岡信用組合】 真岡市、フリーランスのみなさまへ、国民年金基金にご案内しています。  
国民年金にゆとりをプラスし、自分で入る公的な個人年金。

### 当組合ATM手数料が終日無料

もおしんのキャッシュカードなら当組合ATM手数料が終日無料となります。

土日祝日も無料でご利用いただけます。

もおしん  
のキャッシュカードなら  
当組合ATM終日 **無料!**

### とちまるネット(ATM地域連携)

栃木県内7つの金融機関(真岡信用組合・那須信用組合・足利銀行・栃木信用金庫・佐野信用金庫・大田原信用金庫・烏山信用金庫)が提携し、平日(8:45~18:00)のATMお引き出し手数料が無料となっております。

**平日  
ATM手数料  
無料**

真岡信用組合   那須信用組合   足利銀行   栃木信用金庫   佐野信用金庫   大田原信用金庫   烏山信用金庫

## 文化的・社会的貢献に関する活動



### 「認知症サポーター養成講座」の受講

令和2年8月に真岡市・益子町・芳賀町の地域包括支援センター職員様を講師に迎えて「認知症サポーター養成講座」を開催し、役職員全員が受講しました。

「認知症」は老後の最大の不安であり、超高齢社会を迎えようとしている現代社会において最重要課題となっております。

地域貢献及び社会貢献運動の一環として、当組合の役職員で認知症の方とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域を作りたいと考えております。

### 「インターンシップ」の開催

令和2年8月27日(木)、令和3年2月18日(木)に「真岡信用組合 1DAY インターンシップ」を開催しました。

金融業界ってどんな業界？ 金融の仕事ってどんな仕事をするの？ このような疑問を解消し、金融業界について理解出来るカリキュラムを用意しました。

他の金融機関との違いを感じていただき、私たちの『お客様さまに対する想い』に触れていただきました。



### 「しんくみピーターパンカード」の寄付金を寄付

令和2年9月2日(水)、当組合と那須信用組合、全国信用協同組合連合会、(株)オリエントコーポレーション、栃木県信用組合協会の5団体の協力で、社会福祉法人益子のぞみの里福祉社会障害者支援施設美里学園に「しんくみピーターパンカード」の寄付金15万円を寄付しました。

### 「愛の献血活動」の実施

令和2年9月3日(木)、令和3年2月17日(水)の両日、本店駐車場において献血活動を行いました。

当組合職員のほか、近隣住民の方からもご協力いただきました。





# 事業方針

## 経営理念

### 地域の発展に奉仕します。

当組合は、協同組織金融機関の基本理念を持って、地域社会に奉仕の精神で貢献し、地域の人々から親しまれ、かつ、信頼される組合を目指します。

## 経営方針

### 1. 地域密着型金融の推進

地域の中小企業並びに地域生活者の幸せの為、金融による地域貢献及び、社会貢献活動を行う。

#### ◆ ライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮

継続的な取引関係を通じて、財務面のみならず事業面においても課題等を把握、分析し必要に応じて外部機関等の積極的な活用。

#### ◆ 地域経済の活性化への貢献

利用者や地域の関係機関等との日常的継続的な接触による地域情報の収集やノウハウ、人材の蓄積等に努める。

#### ◆ 地域や利用者に対する積極的な情報発信

地域密着型金融の取組に関して、地域や利用者に対して積極的に情報発信をする。

#### ◆ 各種支援策の取組

コンサルティング機能を発揮し、創業、事業承継、M&Aアドバイザリーサービスの提供、各種公的支援機関への紹介、販路拡大など取引先の積極的各種支援に取り組む。

### 2. 堅実経営の堅持

経営の堅実性を堅持し、地域金融機関として社会的責任と公共的使命を自覚して社会的信用を高める。

#### ◆ コンプライアンス経営の推進

経営の健全性を高め、社会からの信頼をより確かなものとする為、常にコンプライアンスを念頭に置き、健全経営に努める。

#### ◆ 営業基盤の強化

当組合をメイン取引金融機関とする顧客を増やし、また地域経済を支える事業先との取引、当組合を支える組合員を増強することで、強固な営業基盤の構築を目指す。

### 3. 収益力の強化

良質な運用資産の増加と、経営の効率化を推し進める。

#### ◆ 融資推進の強化

顧客との取引を深めるとともに融資情報の収集に努め、量的拡大のための事業資金、複合取引化への住宅ローン、安定した収益源となる個人ローンの獲得に繋げる。

#### ◆ 役務収益の拡大

顧客との取引深耕による国民年金基金・小規模企業共済の推進、為替取引、口座振替取引の掘り起こしを行い、役務収益増強に努める。

#### ◆ 資金運用の強化

預貸金のバランス、市場動向、金利リスク等を検討しつつ、収益を確保すべく効率的な資金運用を目指す。

#### ◆ 不良債権の改善

適正な償却引当の実施、取引先への経営支援等により不良債権の改善を目指す。

### 4. リスク管理態勢の確立

金融機関が抱える各種リスクを把握し、リスクとリターン及び、所要自己資本を適正に維持する為、統合的リスク管理態勢を構築する。

#### ◆ 統合的リスク管理態勢の構築

リスクを相対的に捉えた上で、経営体力(自己資本)と比較、対照する統合的リスク管理態勢の構築に努める。

### 5. 人材育成と働きがいのある職場環境作り

役職員一人一人が高度化、多様化する顧客ニーズに適切に対応していかなければならない。研修会の実施等により融資能力の向上、業務能

力の向上、さらに資格取得の奨励等による金融知識の習得を図り、業務能力の強化に努める。

#### ◆ 人材育成体系の整備

人材育成計画の中で、どのような資格取得、自己啓発を実施すべきかを検証、人事考課へ反映する。

#### ◆ 融資推進能力の向上

顧客を知る、顧客の事業を知ることにより消費者ニーズを収集し、顧客が要望しているニーズに対応できるコンサルタント能力を持つ職員の育成を行う。

#### ◆ 金融知識の習得

外部研修への参加、当組合内での内部研修の実施等による能力向上、また資格取得等の積極的な自己啓発により、顧客より信頼される職員育成を目指す。

#### ◆ 働きがいのある職場環境づくり

過度な目標設定を見直し、営業店の特性に合った推進態勢を構築する。また、時間外労働の改善・休暇取得を積極的に推奨し、働きがいのある職場環境を作る。

### 6. サイバーセキュリティ対応の強化

国民生活および社会経済活動は、様々な重要インフラサービスによって支えられている。そして多種多様なシステムはサイバー攻撃を受けることにより、重要インフラサービスに影響が及ぶインシデント発生の可能性が高まりつつある。サイバー攻撃から守るためセキュリティの強化を図り、障害を可能な限り防ぐとともに、早期検知を図る。

## 当組合のビジネスモデル

当組合は小規模金融機関である。小さい金融機関だからできる事、それは地域とのふれあいを大切に、お客様に寄り添い、スピーディに、そしてきめ細やかな金融サービスを行うことです。

#### ◆ 定期積金を切り口に足を使った営業

『私達は足を使って毎月1回訪問するのが強み。訪問を重ねることで信頼関係を築き情報を得、これを活用して融資につなげる。定期積金は残高やコストを考えるのではなく、情報を得るための手段と考えべき、スピードをもって。』

## お客さま本位の業務運営についての基本方針

真岡信用組合は、当組合の経営理念に基づき、地域社会に奉仕の精神で貢献し、地域の人々から親しまれ、かつ信頼される金融機関を目指すこととし、以下の基本方針を策定いたしました。

この方針を全役員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、これまでの活動を通じて築かれたお客さまとの信頼関係を更に高めてまいります。

### 1. お客さまの最善の利益の追求

- ・お客さまの立場にたち、お客さまの取引目的、知識、取引経験、資産状況などを十分に把握して、お客さまのニーズに合った金融商品や金融サービスの提供に努めてまいります。
- ・お客さまからの相談には誠意をもって迅速に対応し、ご要望・苦情は業務運営の改善に活かしてまいります。

### 2. 利益相反の適切な管理

- ・既に公表しております「利益相反管理方針」に基づき、お客さまの利益が不当に損なわれることがないように対応してまいります。

### 3. 重要な情報の分かりやすい提供

- ・金融商品や各種サービスを提案する際には、当該商品、サービスの説明に加え、リスクや手数料など重要な情報を分かりやすくご説明いたします。

### 4. 職員に対する適切な動機づけ等

- ・お客さまのニーズに合った最適なサービスの提供と、金融商品の提案・販売を行うため、職員への研修や勉強会、各種資格取得の推奨等を通じて人材育成に努めてまいります。



# 経営状況

## ■ 主要な経営指標

### 預金・貸出金の推移

#### 預金の状況

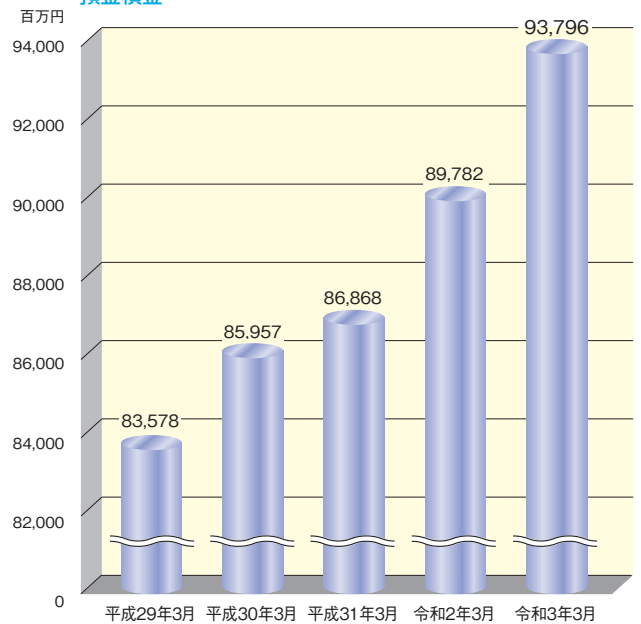
**Q** どの地域から預かっていますか？

**A** 当組合は、協同組織金融機関の相互扶助の基本理念のもと、地域密着型の金融機関として、営業エリア内に居住される方と、事業を営まれる中小事業者、そこに勤務される方々を対象に営業しております。

**Q** どのような方から預かっていますか？

**A** 当組合とお取引いただいております方々は、勤労者、年金受給者、農家、各種の中小事業者など、各営業店の近くで、その地域と深い関わりを持って生活されている方々ばかりです。  
3月末でご預金のお取引先は32,696人の個人の皆様と、2,223先の法人等となり、預金残高は普通預金を中心に40億円増加し、937億円となりました。

預金積金



#### 貸出金の状況

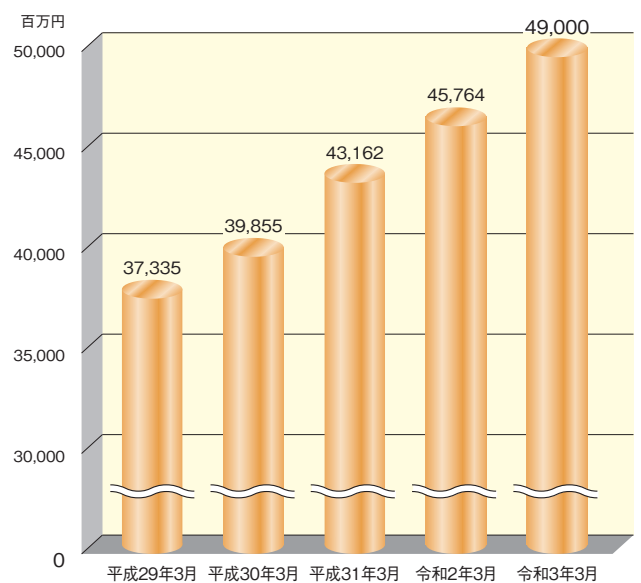
**Q** どのように運用されていますか？

**A** お預かりしておりますご預金は、「貸出金」として営業エリア内の中小事業者や事業経営者、勤労者の方々にご融資しております。  
また、いつでも皆様の普通預金や当座預金などのお支払いに応じられるよう、「支払準備資金」として安全で堅実な系統機関への「預け金」、国債や地方債、また一定水準以上の高い格付けの事業債などに投資し、安定した利息収入の確保を目指し運用しております。

**Q** どのような方に融資されていますか？

**A** 製造業や小売業、サービス業など中小企業に対する貸出金が69.4%、勤労者・個人世帯などへの貸出金が30.6%となっております。  
ご融資のうち中小事業者向けの事業資金の用途は、工場建設資金や機械設備資金などのいわゆる「設備資金」と、手形の割引や商品の仕入れ資金などの「運転資金」です。  
また、勤労者の多くの方々には、主に「住宅関連資金」や「生活関連資金」として幅広くご利用いただいております。  
3月末の貸出金残高はコロナ関連融資や太陽光関連融資を中心とした事業性資金が伸び、490億円となりました。

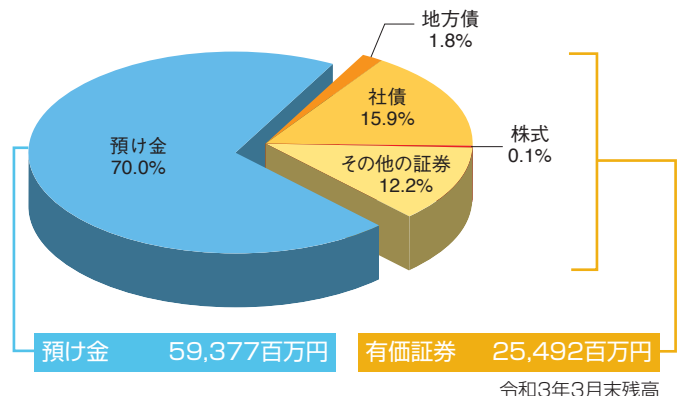
貸出金



#### 貸出金以外の運用について

当組合は、お客さまからお預かりしておりますご預金は、「貸出金」としてのご融資のほか、預け金や有価証券等により運用を行っております。

このうち、預け金は主に全国信用協同組合連合会の定期預金に、有価証券は地方債をはじめ社債など高格付の債券を中心に運用しております。



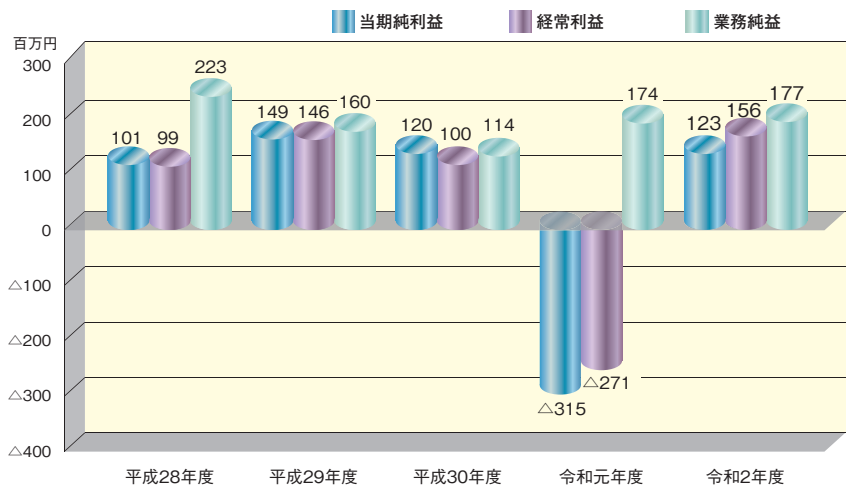
# 経営状況

## 当期純利益、経常利益、業務純益の推移

業務純益は、預金・貸出金・有価証券利息などの収支である「資金利益」、各種手数料の収支である「役務取引等利益」、債券などの収支である「その他業務利益」を合計した「業務粗利益」から、「経費」および「一般貸倒引当金繰入額」を差し引いたものです。信用組合の本来的な業務に関する収益力を表しており、一般企業の「営業利益」にあたります。

経常利益は、「経常収益」から「経常費用」を差し引いたものです。

また、当期純利益は「経常利益」にその年限りの特別な利益や損失を加減して、税金を差し引いた後の最終的な利益のことです。

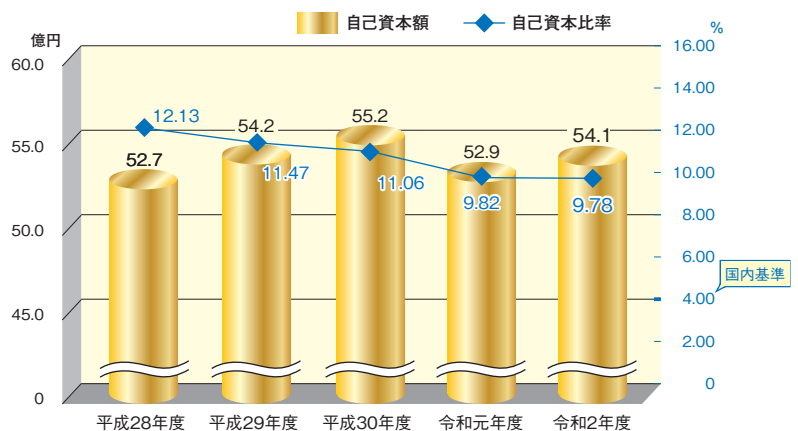


## 自己資本額・自己資本比率の推移

自己資本比率は、信用リスク・アセット(総資産のうち、万が一の場合に貸倒れの可能性がある資産)等に対して、出資金などの自己資本がどれだけあるかを示す指標のことです。多額の貸出金の回収ができないような場合には、自己資本を取り崩して処理することとなる可能性もあります。自己資本が大幅に減ってしまうと、経営が困難となってきます。また、金融機関には自己資本比率規制が課せられております。

自己資本比率規制とは、自己資本比率を一定水準以上に保つことによって、経営の健全性を確保しようとするもので、重要な指標の一つとなっています。国内のみで営業を行う金融機関は4.0%以上の自己資本比率が求められております。

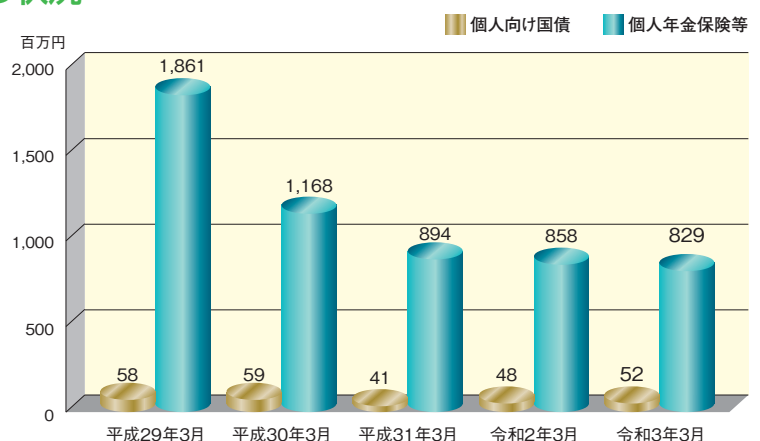
令和2年度は当期純利益の計上から自己資本が増加、またリスクアセットも貸出金を中心に増加したことから、自己資本比率は9.78%となりました。引き続き国内基準の4.0%を大幅に上回っており、健全な財務内容であることに変わりありません。



## ■ 預り資産の状況

### 預り資産 (個人向け国債、個人年金保険等) の状況

多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えし、個人向け国債・個人年金保険等の商品を取り扱っております。今後も経済情勢、金利動向を踏まえお客さまの資産運用のお手伝いをしてまいります。



## 『資産自己査定債務者区分』と『金融再生法開示債権』・『リスク管理債権』及び償却・引当方針

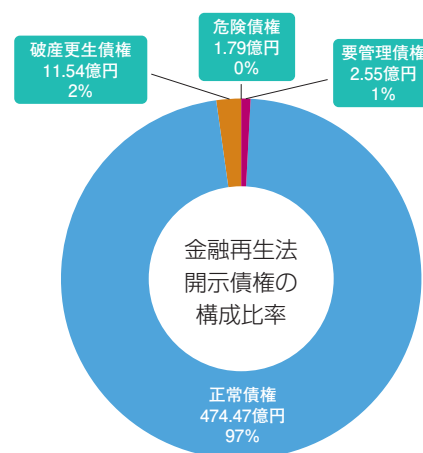
資産自己査定 (対象債権:総与信)		金融再生法開示債権 (対象債権:総与信)		リスク管理債権 (対象債権:貸出金)		償却・引当方針	
債務者区分		区分		区分			
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破綻先債権		個別貸倒引当金	担保・保証等による保全のない部分に対して100%を償却・引当
実質破綻先				延滞債権			
破綻懸念先		危険債権					
要注意先	要管理先	要管理債権 (貸出金)		3ヶ月以上延滞債権		一般貸倒引当金	過去の貸倒実績に基づいた3年分の予想損失額を引当
		正常債権		貸出条件緩和債権			
	その他要注意先						
正常先							過去の貸倒実績に基づいた1年分の予想損失額を引当

\*総与信とは、貸出金と貸出金に準ずる債権(未収利息、仮払金、債務保証見返等)を含んだ合計額です。

### 金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,284	1,154	△ 130
危険債権	156	179	23
要管理債権	272	255	△ 17
不良債権計	1,713	1,589	△ 124
正常債権	44,096	47,447	3,351
合 計	45,809	49,037	3,228
債権に占める不良債権の割合	3.73	3.24	△ 0.49



### リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	増減
破綻先債権	231	190	△ 41
延滞債権	1,208	1,144	△ 64
3ヶ月以上延滞債権	23	0	△ 23
貸出条件緩和債権	248	254	6
小 計	1,711	1,589	△ 122
非開示債権	44,052	47,411	3,359
合 計	45,764	49,000	3,236
貸出金に占める割合	3.74	3.24	△ 0.50

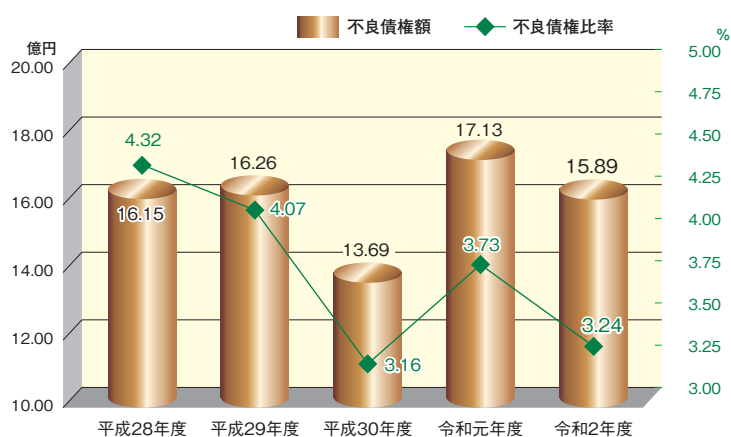
### 不良債権額・不良債権比率の推移

資産の健全性による経営体質の強化を重点施策と位置づけております。

金融再生法開示債権は貸出金・未収利息・債務保証見返等全ての債権(但し、要管理債権は貸出金のみ)について、厳正、厳格な自己査定を実施した結果に基づいております。

不良債権は令和2年度(令和3年3月末)15.89億円ありますが、このうち4.30億円は担保や保証で、9.15億円は貸倒引当金を計上しております。

不良債権に対する保全率は84.7%と資産の健全性は十分に確保しております。



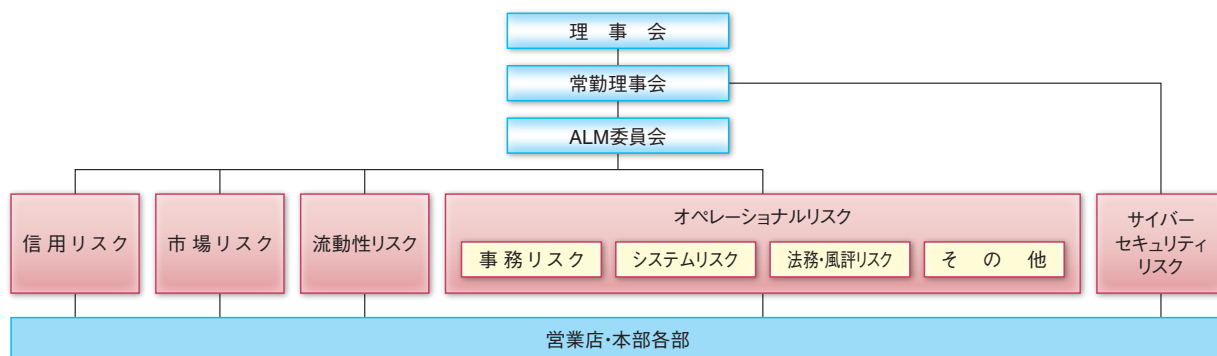


# リスク管理態勢

金融機関を巡る経営環境のさまざまなリスクが高度化・複雑化するなか、これらのリスクを適格に把握し対応していくことが金融機関経営の重要な課題となっております。

そこで当組合では、リスク管理に関する諸規程を整備するとともに、「ALM委員会」の定期的な開催などにより、各リスクをより正確に把握・分析し適正にコントロールしております。さらに内部管理態勢として、監査部では経営と業務の健全性を確保するため、本部及び営業店の内部管理の適切性、有効性を検証し問題の発見とともに評価やその改善手段の提言を行っております。

## ■ リスク管理体制図



## ■ 信用リスク管理態勢

信用リスクとは、債務者、有価証券の発行者等相手方の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準書」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

## ■ 市場リスク管理態勢

組合のバランスシート(資産・負債)は、その大半が預金や貸出金、有価証券等の金融商品で占められておりますが、これらの金融商品には、金利や株価、為替相場等の変動によりその価格が変動し、損失を被るリスク(市場関連リスク)があります。こうした市場関連リスクは、場合によっては損失をもたらしますが、一方でリスクが大きいほど収益が増大する可能性も持ち合わせております。したがって、収益をあげるためには、許容範囲内で一定のリスクを取っていくことが必要になります。ただし、予期せぬ市場変動によりリスクが顕在化し、組合に多額の損害を与えるようなことがあってはなりません。そのためにも、リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくことが必要になります。

当組合では、市場関連リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、市場関連リスクの統合管理を行っております。具体的には、ギャップ分析や時価評価分析、BPV、VaR、IRRBB等のリスク指標を活用して、定期的なリスクのモニタリング・分析を行っております。分析結果等はALM委員会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、定期的に理事会へ報告しております。

## ■ 流動性リスク管理態勢

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより資金繰りに支障をきたす場合や、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、金融機関として健全な経営体質を維持し、お客さまから信頼されることが基本であると認識し、管理態勢の強化に努めております。

資金繰り管理担当部署が日々、運用と調達状況を管理し安定的な資金繰りの確保に努めております。ALM委員会ではリスク量の把握や資金繰りのチェックを行い、定期的に理事会へ報告しております。

また、不測の事態が生じた際の対応策を定めるとともに、資金調達にも即時に対応できるよう体制整備を図り、万全を期しております。

## ■ オペレーショナルリスク管理態勢

オペレーショナルリスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクなどをいいます。

### ① 事務リスク管理

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。

事務リスクについては、本部各部が事務の厳正化、効率化に努めております。事故の未然防止のために監査部による監査を営業店、本部に対して実施しているほか、各店舗においても毎月店内検査を行っております。さらに、営業店への臨店事務指導や各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

また、多様化・複雑化した金融商品の増加に伴い、お客様に商品内容をよくご理解していただき、安心してご利用いただけるよう適切かつ丁寧にご説明するよう心がけております。

### ② システムリスク管理

コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。

当組合が加盟しているSKCセンターでは、災害、回線障害やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。

また、顧客データに関しては、個人情報保護規程に基づきお客さまの情報は適正な方法で入手し、厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

### ③ 法務リスク管理

組合の運営やお客さまとの取引等において、法令や組合内規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為(コンプライアンス違反行為)が発生し、信用失墜や法的な責任追及を受けることにより損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、法令等遵守の徹底については最重要項目として取り組んでおります。

### ④ 風評リスク管理

金融機関自身の行為や状況、および第三者の行為により生じた風評などによって損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、このリスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客さまからの苦情や要望などに対しては担当部署が速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

## ■ 統合的リスク管理

金融機関が顧客からの信頼を得るには、高い健全性を維持することが必要となります。そのためには、自己資本の充実度をリスク対比で検証するとともに、リスクテイクを経営体力の範囲内に抑制して、経営の健全性を確保することが必要です。

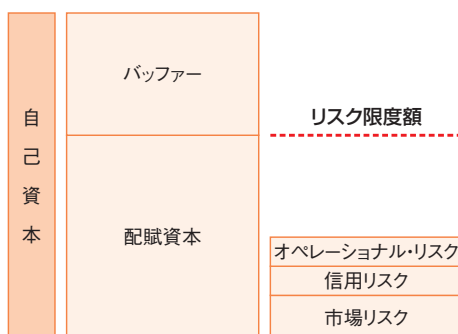
自己資本は、リスクが顕在化したときの最後の拠り所であり、期間収益を超える損害を被ったときは、自己資本を取り崩してその損害を埋めなければなりません。したがって、金融機関がとることのできるリスク量は、備えである自己資本の多寡によって制約されます。より大きなリスクを取るには、自己資本の充実が求められます。

金融機関は、リスクが顕在化して自己資本を毀損することがあっても、自己資本比率4%を割り込む事態は回避しなければなりません。そこで、リスク量の限度となる指標は、自己資本比率4%の水準に必要な自己資本(バッファー)を控除した額(配賦可能自己資本)が考えられます。しかし、当組合では『最低でも自己資本比率5%を維持する』との考えから、バッファーを5%に設定しております。

リスク管理のうえで、配賦可能自己資本から信用リスクとオペレーショナルリスクを差し引いて残った自己資本で市場リスクをカバーするものとしてリスクリミットと位置付けています。リスク量がリスクリミットに抵触しないように運用することで、リスクが顕在化した場合における経営危機を回避することにつながります。リスクの計量化は、一般的な方法であるVaRによって算出されたリスク量としております。

なお、市場リスクを管理する上で、リスクリミットに至る手前での警告水準(アラームポイント：リスクリミットの90%)を設け、リスクリミット超過を事前に回避するための対応を検討するようしております。

計測した内容は月次でALM委員会に報告し、アラームポイント、リスクリミット抵触時には、ポジションの変更や損切り等のリスク削減策の検討が行われる仕組みとなっております。



#### 《リスク量の計測方法》

- 信用リスク  
バーゼルⅢにおける標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額の1.5%相当額
- 市場リスク  
VaR(保有期間 60日、信頼区間 99%、観測期間 1年間)
- オペレーショナル・リスク  
バーゼルⅢにおける基礎的手法により算出した額  
(直近3年間の業務粗利益の平均値 × 15%相当額)

# リスク管理態勢

## ■ サイバーセキュリティリスク管理

「サイバーセキュリティリスク」とは、「サイバー攻撃」(情報通信ネットワーク・情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由した不正侵入、情報の窃取・改ざん・破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等)により、当組合のサイバーセキュリティが脅かされ、損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、サイバーセキュリティへの対応を強化するため、サイバーセキュリティ管理体制の構築や、サイバーセキュリティ管理の基本方針、体制を定める「サイバー攻撃対応要領」「サイバー攻撃対応コンティンジェンシープラン」を制定し、サイバーセキュリティ事案の未然防止や予兆管理の検討、またサイバーセキュリティ事案発生時には、迅速な復旧に向けた対応策、被害拡大防止策、再発防止策の策定などの検討を実施しています。

また、サイバーセキュリティリスクを常勤理事会の指示のもと当組合全体で管理すべきリスクと認識し、管理強化に取り組んでいます。

## 法令遵守体制

信用組合は、「中小企業等協同組合法」や「協同組合による金融事業に関する法律」などをはじめとする各種法令の適用を受けております。

当組合は、金融機関として社会性・公共性に対する信頼性を損なうことがないよう遵守すべき法令に従い、企業倫理を実践できる体制の整備に取り組んでいます。

具体的行動規範の「コンプライアンス・マニュアル」や具体的実践計画の「コンプライアンス・プログラム」を制定し、役職員一丸となってこれに取り組み、リスク管理体制の確立とともに経営の重要課題として位置づけています。

## 顧客保護管理体制

当組合では、与信取引に関する適切かつ十分な説明、情報漏えい防止のための管理、その他金融機関の業務に関して顧客保護や利便性の向上のための適切な業務の管理に十分留意しています。

### 《 顧客保護等管理方針 》

- ・ 当組合は、法令ルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。
- ・ 当組合は、お客様への説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- ・ 当組合は、お客様からのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
- ・ 当組合は、お客様の情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- ・ 当組合が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適正に行われるよう、努めてまいります。

### 《 金融商品に係る勧誘方針 》

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適正な勧誘を行います。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な情報提供と商品の勧誘を行います。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の内容やリスク等の重要事項について説明いたします。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、断定的な判断の提供や事実と異なる説明など、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 当組合は、深夜や早朝などの不適切な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、お客様に対し適切な勧誘ができるよう、研修等を通じて役職員の知識の向上や組合内におけるルールの整備に努めます。

### 《 個人情報保護宣言 》

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下、「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載し、本店及び各支店窓口等に掲示(備付ける)することにより、公表します。

詳細はホームページをご覧ください。



# 利益相反管理方針

## 1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」といいます。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下、「お客様」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

## 2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

## 3. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者(又は総務部)により、適切な特定を行います。

## 4. 利益相反取引の種類

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

## 5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署(総務部)を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせるにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

## 6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

# マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

当組合は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「マネロン・テロ資金供与」という)に関する方針を以下の通りとして、一元的な内部管理態勢を構築する。

## 1. 組織体制・責任者

当組合は、コンプライアンス部署担当役員をマネロン・テロ資金供与組合内責任者とし、コンプライアンス部署をマネロン・テロ資金供与責任部署とする。

## 2. 顧客の管理方針

当組合は、顧客との取引時確認に際して、公的地位等の顧客属性に即し対応策を実施するなど、リスクベースアプローチの考え方に則った適切な措置を講じる。さらに、顧客取引の定期的な調査及び分析の結果を記録し、それらの記録を活用してリスク評価書を作成し、対応策を検討見直す。

## 3. 経営管理

第1線は、顧客と接点のある営業部門が方針や手続等に基づき対応する。

第2線は、担当役員等を中心に、コンプライアンス部署が第1線を継続的にモニタリングする。

第3線は、マネー・ローンダリング等防止にかかる必要な検査を監査部が実施する。

## 4. 従業員研修の方針

当組合は、取引時確認や取引記録の作成などの顧客管理が適切に行われるよう、職員への研修を継続的に実施する。

## 5. 疑わしい取引の報告態勢

当組合は、業務内容に応じた規定や整備されたシステムによる日常的なモニタリングの結果、検知した疑わしい顧客や取引等を適切に処理し、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築する。

## 当組合の保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。  
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。

(1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ① 当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2) 「前記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ① 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
  - (a) 診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき100万円
  - (b) 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
  - (c) 疾病入院給付金：5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】\*合計1万円
  - (d) 疾病手術等給付金：1 保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】  
\*合計40万円

- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただきます。

- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

真岡信用組合 総務部

電話番号：0285-82-3496

受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時

## 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

### 1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

### 2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、栃木県銀行警察連絡協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

### 3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### 5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## 報酬体系について

### ●対象役員

当組合では理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法      b. 決定時期と支払時期

#### (2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	66	85
監 事	9	15
合 計	75	100

注1. 上記は、協同組織による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。  
2. 支払人数は、理事は10名、監事は3名です。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第5号に該当する事項はありません。

### ●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、途中で退任、退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクをを引き起こす報酬体系はありません。



# 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

\*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

## 当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「総務部」をお願いいたします。

### 総務部

住 所：栃木県真岡市並木町一丁目13番地1  
 電話番号：0285-82-3496  
 受付時間：午前9時～午後5時  
 （土日・祝日および金融機関の休日を除く）

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	03-3567-2456
受付日 時 間	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 午前9時～午後5時

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

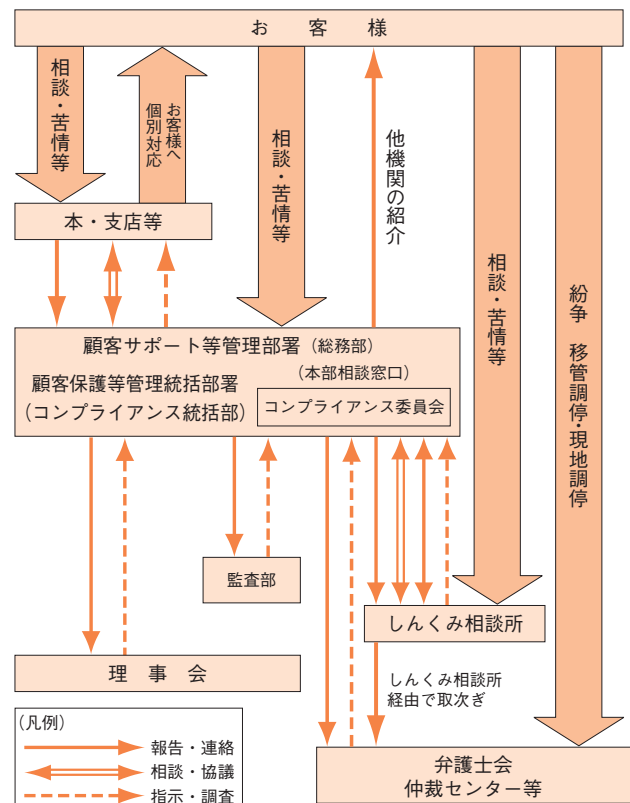
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3581-0031	
受付日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	
ホームページ	<a href="https://www.toben.or.jp/bengoshi/">https://www.toben.or.jp/bengoshi/</a>	
名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3595-8588	
受付日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	
ホームページ	<a href="https://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html">https://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html</a>	
名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3581-2249	
受付日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00	
ホームページ	<a href="https://niben.jp/service/soudan/chusai/">https://niben.jp/service/soudan/chusai/</a>	

名 称	生命保険相談所 (一般社団法人 生命保険協会)	そんぽADRセンター (一般社団法人 日本損害保険協会)
住 所	〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9
電 話	03-3286-2648	0570-022808
受付日 時 間	土・日、祝日、年末年始を除く 9:00～17:00	月～金 (祝・休日、年末年始を除く) 9:15～17:00

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本支店または総務部で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

当組合の苦情受付・対応態勢（2016年4月1日現在）



# 資料編



## ■ 貸借対照表(資産の部)

(単位:千円)

科 目 (資産の部)	金 額	
	令和元年度	令和2年度
現金	946,244	889,561
預け金	49,712,419	59,377,731
買入金銭債権	200,000	200,000
有価証券	24,586,026	25,492,011
地方債	1,507,219	1,499,845
社債	12,701,259	13,521,320
株式	121,250	121,250
その他の証券	10,256,297	10,349,596
貸出金	45,764,558	49,000,904
割引手形	43,906	44,718
手形貸付	4,435,205	4,296,439
証書貸付	39,724,000	43,036,547
当座貸越	1,561,445	1,623,199
その他資産	692,868	687,336
未決済為替貸	2,996	2,368
全信組連出資金	455,000	455,000
前払費用	3,658	9,817
未収収益	138,166	125,956
その他の資産	93,046	94,193
有形固定資産	1,429,526	1,530,624
建物	739,962	944,722
土地	449,560	427,194
リース資産	—	3,286
建設仮勘定	128,850	—
その他の有形固定資産	111,153	155,420
無形固定資産	3,520	12,103
ソフトウェア	609	7,658
その他の無形固定資産	2,910	4,444
繰延税金資産	32,639	—
債務保証見返	16,313	10,132
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 1,175,478 (△996,040)	△ 1,084,236 (△906,955)
資産の部合計	122,208,638	136,116,169



## ■ 貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位:千円)

科 目	金 額	
	令和元年度	令和2年度
<b>(負債の部)</b>		
<b>預金積金</b>	<b>89,782,945</b>	<b>93,796,522</b>
当座預金	202,585	209,765
普通預金	30,878,304	36,984,007
貯蓄預金	153,503	168,993
通知預金	62,892	60,724
定期預金	51,646,645	50,931,769
定期積金	6,680,987	5,317,197
その他の預金	158,026	124,066
<b>借入金</b>	<b>26,900,000</b>	<b>36,600,000</b>
当座借越	26,900,000	36,600,000
<b>その他負債</b>	<b>112,160</b>	<b>107,719</b>
未決済為替借	11,784	7,570
未払費用	40,178	27,810
給付補填備金	10,966	2,872
未払法人税等	971	971
前受収益	19,474	17,130
払戻未済金	72	85
職員預り金	11,211	11,570
リース債務	—	3,290
その他の負債	17,500	36,418
<b>賞与引当金</b>	<b>43,459</b>	<b>44,492</b>
<b>退職給付引当金</b>	<b>88,191</b>	<b>91,107</b>
<b>役員退職慰労引当金</b>	<b>76,211</b>	<b>85,586</b>
<b>偶発損失引当金</b>	<b>6,326</b>	<b>10,448</b>
<b>睡眠預金払戻損失引当金</b>	<b>3,186</b>	<b>510</b>
<b>繰延税金負債</b>	<b>—</b>	<b>6,035</b>
<b>債務保証</b>	<b>16,313</b>	<b>10,132</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>117,028,794</b>	<b>130,752,557</b>
<b>(純資産の部)</b>		
<b>出資金</b>	<b>558,132</b>	<b>559,098</b>
普通出資金	558,132	559,098
<b>利益剰余金</b>	<b>4,590,532</b>	<b>4,703,100</b>
利益準備金	556,794	558,132
その他利益剰余金	4,033,738	4,144,967
特別積立金	4,165,000	3,865,000
当期末処分剰余金	△ 131,261	279,967
<b>組合員勘定合計</b>	<b>5,148,664</b>	<b>5,262,198</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>31,179</b>	<b>101,413</b>
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>31,179</b>	<b>101,413</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>5,179,844</b>	<b>5,363,612</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>122,208,638</b>	<b>136,116,169</b>

**貸借対照表の注記事項**

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
その他	3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各店(営業関連部署)の協力の下に審査部(資産査定部署)が資産査定を実施しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権額のうち、取立不能見込額として債権額から直接全額控除した金額は、1,569百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(企業年金基金)を採用しております。なお、当組合が加入していた全国信用組合厚生年金基金は令和3年2月23日付で代行返上・DB移行に係る厚生労働大臣の認可を受け令和3年3月1日付で解散しております。また、同日に全国信用組合企業年金基金が設立され、当組合は全国信用組合企業年金基金に加入いたしました。

全国信用組合企業年金基金は令和3年3月1日に設立され、第1期の財政決算報告書を作成していないため、当事業年度については記載を省略しております。

全国信用組合厚生年金基金の制度に関する事項は次のとおりであります。

  - 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)

年金資産の額	326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	282,169百万円
差引額	43,960百万円
  - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
(自平成31年4月 至 令和2年3月)

0.481%
  - 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 20,484百万円(及び別途積立金 64,445百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金 9百万円を費用処理しております。

なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後で、個々の資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 40百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,290百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は 190百万円、延滞債権額は 1,144百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税

- 法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は 0百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
  - 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 254百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
  - 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,589百万円であります。

なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
  - 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付代替手形の額面金額は、44百万円であります。
  - 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金 35,134百万円
	有価証券 3,300百万円
担保資産に対応する債務	借入金 36,600百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金 3,726百万円を担保として提供しております。
  - 出資1口(50円)当たりの純資産額は 479円66銭 であります。
  - 金融商品の状況に関する事項
    - 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
    - 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
    - 金融商品に係るリスク管理体制
      - 信用リスクの管理

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会において、審議・報告を行っております。

貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、企業業績や信用情報、時価の把握などを定期的に行うことで管理しております。
      - 市場リスクの管理
        - 市場リスクの管理

当組合が保有する金融商品には、金利や価格、為替相場等の変動によりその価格が変動し、損失を被るリスク(市場リスク)があります。

当組合では、市場リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、市場リスクの管理は統合的リスク管理と合わせて行っております。具体的には、ギャップ分析や時価評価分析、BPV、VaR、ΔEVE等のリスク指標を活用して、定期的にリスクのモニタリング、分析を行っております。分析結果はALM委員会、理事会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。
        - 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合の「有価証券」のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年)で、「有価証券」以外のVaRはモンテカルロ法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、令和3年3月31日(当事業年度の決算日)現在の市場リスク量は全体で 508,050千円であります。

また、当組合では、モデルが算出するVaRと損益を比較するバックテストを実施し、リスク計測モデルの信頼性は問題ないものとして認識しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
      - 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化などによって、流動性リスクを管理しております。
    - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	59,377	59,517	139
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,897	8,020	122
その他有価証券	17,570	17,570	—
	25,468	25,591	122
(3) 貸出金（*1）	49,000		
貸倒引当金（*2）	△1,084		
	47,916	48,871	955
(4) その他（*3）	1,089	1,089	0
金融資産計	133,852	135,070	1,217
(1) 預金積金（*1）	93,796	93,812	16
(2) 借入金（*1）	36,600	36,660	60
(3) その他（*3）	11	11	—
金融負債計	130,408	130,484	76

（\*1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（\*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*3）金融資産その他は現金、買入金銭債権、金融負債その他は職員預り金です。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

また、期限前償還条項付の預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 26. から 29. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(4) その他

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間のものは帳簿価額を時価としております。

(3) その他

職員預り金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	21
組合出資金（*2）	455
その他の証券（*1）	1
合 計	478

（\*1）非上場株式、その他の証券については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（\*2）組合出資金（全信組連出資金等）は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	500 百万円	507 百万円	7 百万円
そ の 他	5,697 百万円	5,849 百万円	151 百万円
小 計	6,197 百万円	6,356 百万円	158 百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	— 百万円	— 百万円	—
そ の 他	1,700 百万円	1,664 百万円	△35 百万円
小 計	1,700 百万円	1,664 百万円	△35 百万円
合 計	7,897 百万円	8,020 百万円	122 百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	— 百万円	— 百万円	— 百万円
債 券	11,745 百万円	11,579 百万円	166 百万円
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地 方 債	1,499 百万円	1,472 百万円	26 百万円
社 債	10,245 百万円	10,106 百万円	139 百万円
そ の 他	1,474 百万円	1,454 百万円	20 百万円
小 計	13,219 百万円	13,033 百万円	186 百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	121 百万円	121 百万円	— 百万円
債 券	2,776 百万円	2,795 百万円	△19 百万円
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地 方 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
社 債	2,776 百万円	2,795 百万円	△19 百万円
そ の 他	1,477 百万円	1,503 百万円	△26 百万円
小 計	4,374 百万円	4,420 百万円	△45 百万円
合 計	17,594 百万円	17,453 百万円	140 百万円

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損
	1,811 百万円	10 百万円	0 百万円

29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	200 百万円	5,673 百万円	3,513 百万円	5,532 百万円
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地 方 債	— 百万円	1,499 百万円	— 百万円	— 百万円
社 債	200 百万円	4,173 百万円	3,513 百万円	5,532 百万円
そ の 他	299 百万円	3,897 百万円	3,498 百万円	1,801 百万円
合 計	500 百万円	9,571 百万円	7,012 百万円	7,334 百万円

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,983 百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,983 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	256 百万円	
貸出金償却（有税分）	69 百万円	
退職給付引当金損金算入限度超過額	25 百万円	
減価償却損金算入限度超過額	73 百万円	
役員退職慰労引当金	23 百万円	
土地減損損失	84 百万円	
税務上の繰越欠損金（注）	9 百万円	
その他	19 百万円	
繰延税金資産小計	562 百万円	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	— 百万円	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△529 百万円	
評価性引当額小計	△529 百万円	
繰延税金資産合計	32 百万円	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	38 百万円	
繰延税金負債合計	38 百万円	
繰延税金負債の純額	6 百万円	

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合 計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	9百万円	9百万円
評価性引当額	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	9百万円	9百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実行税率を乗じた額であります。



# 経理・経営内容

## ■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
<b>経常収益</b>	<b>1,286,196</b>	<b>1,192,158</b>
資金運用収益	1,103,842	1,100,335
貸出金利息	749,926	767,740
預け金利息	72,272	69,336
有価証券利息配当金	269,084	251,274
その他の受入利息	12,558	11,983
役務取引等収益	59,919	65,759
受入為替手数料	21,739	22,155
その他の役務収益	38,179	43,603
その他業務収益	118,048	14,648
国債等債券売却益	112,643	11,815
その他の業務収益	5,404	2,833
その他経常収益	4,387	11,414
貸倒引当金戻入益	—	7,144
償却債権取立益	15	71
その他の経常収益	4,371	4,198
<b>経常費用</b>	<b>1,557,740</b>	<b>1,036,118</b>
資金調達費用	28,217	25,905
預金利息	21,088	16,617
給付補填備金繰入額	4,724	2,361
借入金利息	2,222	6,805
その他の支払利息	182	120
役務取引等費用	92,718	89,337
支払為替手数料	12,402	11,683
その他の役務費用	80,315	77,653
その他業務費用	3,600	498
国債等債券売却損	3,552	408
その他の業務費用	48	90
経費	913,512	907,132
人件費	573,694	554,603
物件費	322,645	332,935
税金	17,172	19,593
その他経常費用	519,691	13,243
貸倒引当金繰入額	509,443	—
その他の経常費用	10,248	13,243
<b>経常利益</b>	<b>△ 271,543</b>	<b>156,040</b>

## ■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
<b>特別利益</b>	—	<b>4,831</b>
固定資産処分益	—	4,742
その他の特別利益	—	88
<b>特別損失</b>	<b>34,892</b>	<b>24,364</b>
固定資産処分損	227	2,842
減損損失	34,665	20,527
その他の特別損失	—	994
<b>税引前当期純利益</b>	<b>△ 306,436</b>	<b>136,507</b>
<b>法人税・住民税及び事業税</b>	971	971
<b>法人税等調整額</b>	7,626	11,820
<b>法人税等合計</b>	<b>8,598</b>	<b>12,791</b>
<b>当期純利益</b>	<b>△ 315,034</b>	<b>123,716</b>
<b>繰越金(当期首残高)</b>	<b>183,772</b>	<b>156,251</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>△ 131,261</b>	<b>279,967</b>

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口(50円)当たりの当期純利益 11円7銭
3. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
真岡市内	営業用店舗1カ店	土地	12,740
芳賀郡内	営業用店舗1カ店	土地	368
真岡市内	営業用店舗1カ店	建物	7,418
合計			20,527

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グループの単位としております。本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

減損した営業用店舗は、継続的な地価の下落及び営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 20,527 千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算出しております。

## 経理・経営内容

### ■ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	△ 131,261	279,967
積立金取崩額	300,000	—
特別積立金取崩額	(300,000)	—
計	168,738	279,967
剰余金処分額	12,486	112,137
利益準備金	1,338	966
普通出資に対する配当金	11,148	11,171
	(年2%の割合)	(年2%の割合)
特別積立金	—	100,000
繰越金(当期末残高)	156,251	167,830

### ■ 業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	1,103,842	1,100,335
資金調達費用	28,217	25,905
資金運用収支	1,075,624	1,074,429
役務取引等収益	59,919	65,759
役務取引等費用	92,718	89,337
役務取引等収支	△ 32,799	△ 23,577
その他業務収益	118,048	14,648
その他業務費用	3,600	498
その他の業務収支	114,447	14,150
業務粗利益	1,157,272	1,065,002
業務粗利益率	0.99%	0.83%
業務純益	174,112	177,004
実質業務純益	262,539	177,004
コア業務純益	153,448	165,597
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	105,089	140,716

(注) 1.業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2.業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3.実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4.コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

### ■ 総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	△ 0.22	0.12
総資産当期純利益率	△ 0.26	0.09

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$



## ■ 総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和元年度	令和2年度
資金運用利回 (a)	0.94	0.86
資金調達原価率 (b)	0.81	0.73
総資金利鞘 (a - b)	0.13	0.13

## ■ 経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
<b>人件費</b>	<b>573,694</b>	<b>554,603</b>
報酬給料手当	461,337	439,554
退職給付費用	44,677	46,368
その他	67,678	68,680
<b>物件費</b>	<b>322,645</b>	<b>332,935</b>
事務費	125,706	130,914
固定資産費	45,980	48,887
事業費	35,099	28,524
人事厚生費	10,286	7,317
有形固定資産償却	77,151	89,208
無形固定資産償却	190	519
その他	28,231	27,563
<b>税金</b>	<b>17,172</b>	<b>19,593</b>
<b>経費合計</b>	<b>913,512</b>	<b>907,132</b>

## ■ 役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
<b>役務取引等収益</b>	<b>59,919</b>	<b>65,759</b>
受入為替手数料	21,739	22,155
その他の受入手数料	38,177	43,586
その他の役務取引等収益	2	17
<b>役務取引等費用</b>	<b>92,718</b>	<b>89,337</b>
支払為替手数料	12,402	11,683
その他の支払手数料	3,570	3,879
その他の役務取引等費用	76,745	73,773

## ■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	93,217	△ 3,506
支払利息の増減	△ 1,569	△ 2,311

# 経理・経営内容

## ■ 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	1,334,328	1,229,220	1,188,080	1,286,196	1,192,158
経常利益	99,061	146,249	100,945	△ 271,543	156,040
当期純利益	101,517	149,778	120,950	△ 315,034	123,716
預金積金残高	83,578,520	85,957,677	86,868,745	89,782,945	93,796,522
貸出金残高	37,335,485	39,855,276	43,162,854	45,764,558	49,000,904
有価証券残高	25,225,181	25,436,873	24,160,718	24,586,026	25,492,011
総資産額	101,821,401	109,177,417	117,136,131	122,208,638	136,116,169
純資産額	5,578,120	5,631,207	5,690,780	5,179,844	5,363,612
自己資本比率(単体)	12.13 %	11.47 %	11.06 %	9.82 %	9.78 %
出資総額	554,065	555,286	556,794	558,132	559,098
出資総口数	11,081 千口	11,105 千口	11,135 千口	11,162 千口	11,181 千口
出資に対する配当金	16,555	11,089	11,103	11,148	11,171
職員数	75 人	76 人	79 人	68 人	69 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

## ■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資金運用勘定	元年度	116,516 <sup>百万円</sup>	1,103,842 <sup>千円</sup>	0.94 %	
	2年度	127,513	1,100,335	0.86	
	うち貸出金	元年度	43,817	749,926	1.71
		2年度	46,942	767,740	1.63
	うち預け金	元年度	48,563	72,272	0.14
		2年度	54,847	69,336	0.12
	うち金融機関貸付等	元年度	—	—	—
		2年度	—	—	—
	うち有価証券	元年度	23,481	269,084	1.14
		2年度	25,067	251,274	1.00
資金調達勘定	元年度	112,691	28,217	0.02	
	2年度	123,651	25,905	0.02	
	うち預金積金	元年度	87,994	25,812	0.02
		2年度	94,073	18,979	0.02
	うち譲渡性預金	元年度	—	—	—
		2年度	—	—	—
	うち借入金	元年度	24,678	2,222	0.00
		2年度	29,566	6,805	0.02

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(元年度23百万円、2年度21百万円)を控除して表示しております。

## ■ オフバランス取引の状況

保有する投資信託に内包されているもの以外で残高はございません。

(注)オフバランス取引とは、金利スワップ・通貨スワップ・先物外国為替取引・金利オプション(買)・通貨オプション(買)・その他金融派生商品をいいます。

## 先物取引の時価情報

残高はございません

## オプション取引の時価情報

残高はございません

### 有価証券の時価等情報

## 売買目的有価証券

該当事項なし

## 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

## 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項 目	令和元年度			令和2年度			
	貸借対照表計上額	時価	差 額	貸借対照表計上額	時価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	300	302	2	500	507	7
	その他	2,798	2,852	54	5,697	5,849	151
	小計	3,098	3,155	56	6,197	6,356	158
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	200	197	△ 2	—	—	—
	その他	3,998	3,777	△ 221	1,700	1,664	△ 35
	小計	4,198	3,975	△ 223	1,700	1,664	△ 35
合計	7,297	7,130	△ 167	7,897	8,020	122	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」は事業債です。

3. 上記の「その他」は外国証券です。

## 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	21	21
その他有価証券	4	1
合計	25	23

## その他有価証券

(単位:百万円)

項 目	令和元年度			令和2年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	
	債券	10,537	10,381	155	11,745	11,579	166
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,507	1,473	34	1,499	1,472	26
	社債	9,029	8,908	121	10,245	10,106	139
	その他	1,026	999	26	1,474	1,454	20
小計	11,563	11,381	182	13,219	13,033	186	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	121	121	—	121	121	—
	債券	3,171	3,196	△ 25	2,776	2,795	△ 19
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,171	3,196	△ 25	2,776	2,795	△ 19
	その他	2,432	2,546	△ 113	1,477	1,503	△ 26
小計	5,725	5,864	△ 139	4,374	4,420	△ 45	
合計	17,288	17,245	43	17,594	17,453	140	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれます。

3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。



## 経理・経営内容

### 金 銭 の 信 託

#### ■ 運用目的の金銭の信託

該当事項なし

#### ■ 満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

#### ■ その他の金銭の信託

該当事項なし

#### ■ その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	112	11
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	5	2
その他業務収益合計	118	14

#### ■ 預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	令和元年度	令和2年度	
預貸率	(期 末)	50.97	52.24
	(期中平均)	49.79	49.89
預証率	(期 末)	27.38	27.17
	(期中平均)	26.68	26.64

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$       2. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

#### ■ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
1店舗当りの預金残高	14,963	15,632
1店舗当りの貸出金残高	7,627	8,166

#### ■ 職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
職員1人当りの預金残高	1,320	1,359
職員1人当りの貸出金残高	673	710

## 資金調達

#### ■ 預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	30,447	34.6	36,281	38.6
定期性預金	57,547	65.4	57,792	61.4
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	87,994	100.0	94,073	100.0

## 資金調達

### ■ 預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	78,407	87.3	81,649	87.0
法人	11,375	12.7	12,147	13.0
一般法人	8,376	9.3	9,577	10.2
金融機関	19	0.0	7	0.0
公金	2,979	3.3	2,561	2.7
合計	89,782	100.0	93,796	100.0

### ■ 組員・組員外別預金内訳の推移

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組員預金	61,056	68.0	64,068	68.3
組員外預金	28,726	32.0	29,727	31.7
合計	89,782	100.0	93,796	100.0

### ■ 定期預金種別残高

(単位:百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利定期預金	51,201	50,526
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	445	405
合計	51,646	50,931

### ■ 財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和元年度末	令和2年度末
財形貯蓄残高	9	10

## 資金運用

### ■ 貸出金種別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	73	0.2	61	0.1
手形貸付	3,690	8.4	4,151	8.9
証書貸付	38,365	87.5	41,084	87.5
当座貸越	1,688	3.9	1,644	3.5
合計	43,817	100.0	46,942	100.0

### ■ 貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利貸出	12,726	14,580
変動金利貸出	33,038	34,420
合計	45,764	49,000

# 資金運用

## ■ 貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業種別	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	2,262	4.9	2,599	5.3
農業、林業	744	1.6	810	1.7
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	5,885	12.9	6,621	13.5
電気、ガス、熱供給、水道業	4,592	10.0	5,740	11.7
情報通信業	10	0.0	5	0.0
運輸業、郵便業	1,765	3.9	1,727	3.5
卸売業、小売業	3,180	7.0	3,098	6.3
金融業、保険業	4	0.0	3	0.0
不動産業	6,423	14.0	7,325	15.0
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	144	0.3
宿泊業	544	1.2	640	1.3
飲食業	366	0.8	575	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	8	0.0	8	0.0
教育、学習支援業	131	0.3	151	0.3
医療、福祉	766	1.7	588	1.2
その他のサービス	3,150	6.9	3,356	6.8
その他の産業	483	1.1	515	1.1
<b>小計</b>	<b>30,323</b>	<b>66.3</b>	<b>33,913</b>	<b>69.2</b>
地方公共団体	159	0.3	103	0.2
個人(住宅・消費・納税資金等)	15,281	33.4	14,984	30.6
<b>合計</b>	<b>45,764</b>	<b>100.0</b>	<b>49,000</b>	<b>100.0</b>

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ■ 有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	138	0.6	—	—
地方債	1,473	6.3	1,473	5.9
短期社債	—	—	—	—
社債	11,605	49.4	13,034	52.0
株式	121	0.5	121	0.5
外国証券	9,030	38.5	9,805	39.1
その他の証券	1,112	4.7	633	2.5
<b>合計</b>	<b>23,481</b>	<b>100.0</b>	<b>25,067</b>	<b>100.0</b>

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。



## ■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	令和元年度末	—	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—	—
地方債	令和元年度末	—	1,302	204	—
	令和2年度末	—	1,499	—	—
短期社債	令和元年度末	—	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—	—
社債	令和元年度末	902	3,976	2,616	4,701
	令和2年度末	200	4,173	3,513	5,532
株式	令和元年度末	—	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—	—
外国証券	令和元年度末	503	3,902	3,193	1,801
	令和2年度末	299	3,897	3,498	1,801
その他の証券	令和元年度末	—	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—	—
合計	令和元年度末	1,405	9,181	6,013	6,503
	令和2年度末	500	9,571	7,012	7,334

## ■ 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和元年度末	718	1.6	8
	令和2年度末	586	1.2	—
有価証券	令和元年度末	4	0.0	—
	令和2年度末	3	0.0	—
動産	令和元年度末	2,091	4.6	—
	令和2年度末	3,728	7.6	—
不動産	令和元年度末	20,737	45.3	—
	令和2年度末	20,977	42.8	2
その他	令和元年度末	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—
小計	令和元年度末	23,552	51.5	8
	令和2年度末	25,295	51.6	2
信用保証協会・信用保険	令和元年度末	5,059	11.1	—
	令和2年度末	6,879	14.0	—
保証	令和元年度末	12,004	26.2	8
	令和2年度末	10,579	21.6	7
信用	令和元年度末	5,149	11.2	—
	令和2年度末	6,246	12.8	—
合計	令和元年度末	45,764	100.0	16
	令和2年度末	49,000	100.0	10

# 資金運用

## ■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,587	17.4	1,484	16.7
住宅ローン	7,508	82.6	7,385	83.3
合計	9,095	100.0	8,869	100.0

## ■ 組合員・組合員外別貸出金内訳の推移

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組合員貸出	45,140	98.6	48,448	98.9
組合員外貸出	623	1.4	552	1.1
合計	45,764	100.0	49,000	100.0

## ■ 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	12,847	28.1	14,404	29.4
設備資金	32,916	71.9	34,596	70.6
合計	45,764	100.0	49,000	100.0

## ■ 貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	—	—

## ■ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	91	179	—	91	179
	令和2年度	179	177	—	179	177
個別貸倒引当金	令和元年度	583	996	8	575	996
	令和2年度	996	906	84	911	906
貸倒引当金合計	令和元年度	674	1,175	8	666	1,175
	令和2年度	1,175	1,084	84	1,091	1,084

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

## ■ 偶発損失引当金

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
偶発損失引当金	6	10

# 経営内容

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区	分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	1,284	308	975	1,284	100.0	100.0
	令和2年度	1,154	262	892	1,154	100.0	100.0
危険債権	令和元年度	156	115	20	135	87.0	50.0
	令和2年度	179	150	14	165	91.8	50.0
要管理債権	令和元年度	272	33	9	43	15.8	4.1
	令和2年度	255	17	8	26	10.3	3.7
不良債権計	令和元年度	1,713	457	1,005	1,463	85.4	80.1
	令和2年度	1,589	430	915	1,346	84.7	79.0
正常債権	令和元年度	44,096					
	令和2年度	47,447					
合計	令和元年度	45,809					
	令和2年度	49,037					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。  
 3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。  
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。  
 5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。  
 7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

## リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区	分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破綻先債権	令和元年度	231	17	191	90.5
	令和2年度	190	28	161	100.0
延滞債権	令和元年度	1,208	384	803	98.3
	令和2年度	1,144	384	760	100.0
3か月以上延滞債権	令和元年度	23	14	0	64.1
	令和2年度	0	0	0	100.0
貸出条件緩和債権	令和元年度	248	18	9	11.2
	令和2年度	254	17	236	100.0
合計	令和元年度	1,711	435	1,004	84.1
	令和2年度	1,589	430	1,158	100.0

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。  
 2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。  
 3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。  
 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。  
 5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。  
 6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。  
 7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。  
 8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。



# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

## ■ 経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組先数 (α)				経営改善支援取組み率 (α/A)	ランクアップ率 (β/α)	再生計画策定率 (δ/α)
	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 (γ)	αのうち再生計画を策定した先数 (δ)				
377	18	1	15	9	4.77	5.56	50.00

- (注) 1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。  
 2.期初債務者数は令和2年4月当初の債務者数です。  
 3.債務者数、経営改善支援取組先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。  
 4.「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。  
 5.「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。  
 6.「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。  
 7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

## ■ 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合の中小企業の経営支援の取組方針は、従来と変わらず、地元中小企業事業者等に対し、必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに、事業者の経営相談及び経営改善に対し、きめ細やかな支援に取組むこととしております。

コロナ禍の状況下において、中小企業に対する経営支援の重要性を認識し、お客様と目線を合わせ、貸出金の条件変更等の申込み、経営課題等に対して適切かつ積極的に取組んでまいります。

## ■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備状況

各営業店に経営支援の相談窓口を設置し、お客様の経営相談等に対応しております。(平日9:00~15:00)

本部においては、審査部内に経営支援に係る管理部門を設置、専担者を配置し、各営業店担当者と共に経営支援に取組んでおります。

また、「TKC全国会栃木支部」、「中小企業診断士協会栃木支部」と業務提携しており、地域プラットフォームである「栃木・小山・真岡地域中小企業支援ネットワーク(TOMネット)」への参加、「建設産業生産性向上支援事業に関するパートナー協定」を締結、「栃木県事業引継ぎ支援センター」等との連携により対応しております。

## ■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

創業・新事業支援面では、「創業・新事業支援についての覚書」を真岡商工会議所・栃木県商工会連合会と締結致しました。創業・起業家に対する金融支援、各商工団体との連携強化により創業・新事業支援に取組んでおります。

企業の成長期における支援は、取引先のライフサイクルに応じ、金融支援、販路拡大(ビジネスマッチング・商談会)支援に取組んでおります。

経営改善・事業再生・業種転換期の企業に対しては、外部機関の専門家を活用した経営改善計画書策定支援等により経営改善・事業再生などに取組んでおります。

### ● 創業・新規事業開拓の支援

創業・新事業支援については、創業・起業されるお客様に公的補助金制度の利用促進を図り、制度資金等を活用した金融支援を行っております。

また、日本政策金融公庫と業務提携し、創業支援ローン「望(のぞみ)」をリリースし、金融面での創業支援に取組んでおります。

### ● 成長期における支援

成長期の企業に対しては、お客様の資金ニーズに合わせ、運転資金・設備資金を積極的に金融支援しており、担保・保証に過度に依存しない融資姿勢で対応しております。

販路拡大支援としては、全国信用協同組合連合会等が主催する「しんくみ食のビジネスマッチング展」、当組合が共催する「ものづくり企業展示・商談会」への出店を促すなどビジネスマッチング活動も行っております。

また、東京都に本店を置く第一勧業信用組合と提携し、「地方物産品の販売・商談会」によるビジネスマッチング支援の取組み実績もあります。

### ●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生期の支援については、貸出金のリスケジュール対応、経営改善計画策定支援及びその後のフォローアップを主として取組んでおります。

「栃木県中小企業再生支援協議会」と連携し、企業再生支援に取組み、栃木県信用保証協会の「経営安定化支援事業」を活用し、経営改善支援に取組んでおります。

なお、事業引継ぎ支援については、栃木県事業引継ぎ支援センターと「事業承継に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結し、支援に取組んでおります。

また、事業再生ファンド「とちぎネットワークファンド」に構成員として参加しております。

### ■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

### ●「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例(令和2年度)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等
A社は業況・業績とも良好に推移し、3期連続で最終利益を計上しております。自己資本も厚く財務面においても健全化が図られている先です。
2. 取り組み内容
今般、A社の事業承継にあたり法人の決算状況・財務内容を勘案し、今後の取引について旧代表者に経営者保証を求めないこととしました。

### ●「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	58	177
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	6.68%	13.25%
保証契約を解除した件数	2件	7件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

### ■地域の活性化に関する取組状況

当組合の地元企業の活性化の取り組みは、「ものづくり企業展示・商談会」の共催、「しんくみ食のビジネスマッチング展」の協賛により、取引先への参加活動を行っております。平成25年9月、今後成長が見込まれる農林漁業の6次産業化へ取り組む「とちまる6次産業化成長応援ファンド」が設立され、構成機関として参加いたしました。

# 経営内容

## ■ 当組合の自己資本の充実状況等について

### 1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は出資金、利益剰余金等で構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	償還期限	一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要
真岡信用組合	普通出資	559百万円	—	—

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目(1)と控除されるコア資本に係る調整項目(2)で構成されており、令和2年度末の自己資本の額5,410百万円のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預かりしている普通出資金559百万円が該当します。期限付劣後債務、期限付優先出資等による調達は行っておりません。

### 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	5,137	5,251
うち、出資金及び資本剰余金の額	558	559
うち、利益剰余金の額	4,590	4,703
うち、外部流出予定額(△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	179	177
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	179	177
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,316	5,428
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	2	8
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	2	8
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	19	9
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	22	18
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,294	5,410
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	52,015	53,370
資産(オン・バランス)項目	51,948	53,189
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△300	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△300	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	67	181
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,869	1,930
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	53,885	55,301
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.82%	9.78%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことコア資本比率についても、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分に確保しております。また当組合は、各エクスポージャーが一部分に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、中期経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げが第一と考えております。また収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定しており、実現性の高いものとなっております。

### 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	52,015	2,080	53,370	2,134
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	52,314	2,092	53,369	2,134
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	37	1	10	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	18	0	19	0
国際開発銀行向け	0	0	1	0
地方公共団体金融機構向け	10	0	10	0
我が国の政府関係機関向け	90	3	90	3
地方三公社向け	—	—	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,992	279	6,908	276
法人等向け	23,640	945	25,631	1,025
中小企業等向け及び個人向け	9,586	383	9,643	385
抵当権付住宅ローン	1,929	77	1,879	75
不動産取得等事業向け	4,955	198	5,686	227
三月以上延滞等	258	10	161	6
取立未済手形	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	409	16	340	13
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	461	18	427	17
うち出資等のエクスポージャー	461	18	427	17
うち重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	3,924	156	2,558	102
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,750	70	250	10
うち信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	455	18	455	18
うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	64	2	67	2
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
うち上記以外のエクスポージャー	1,655	66	1,786	71
②証券化エクスポージャー	—	—	0	0
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0	0
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	0	0	0	0
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 300	△ 12	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	1,869	74	1,930	77
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	53,885	2,155	55,301	2,212

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}$$

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



# 経営内容

## ■ 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

### 1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引		その他			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国内	115,883	132,629	46,854	49,944	14,893	15,574	—	—	54,135	67,110	888	868
国外	8,597	8,797	—	—	8,597	8,797	—	—	—	—	—	—
<b>地域別合計</b>	<b>124,481</b>	<b>141,427</b>	<b>46,854</b>	<b>49,944</b>	<b>23,491</b>	<b>24,372</b>	—	—	<b>54,135</b>	<b>67,110</b>	<b>888</b>	<b>868</b>
製造業	4,726	5,346	2,327	2,648	2,398	2,697	—	—	—	—	11	152
農業、林業	934	1,023	934	1,023	—	—	—	—	—	—	24	12
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	7,216	7,907	6,516	7,207	700	700	—	—	—	—	89	26
電気、ガス、熱供給、水道業	7,310	8,543	4,594	5,743	2,615	2,700	—	—	100	100	—	—
情報通信業	316	409	12	6	303	401	—	—	0	0	1	1
運輸業、郵便業	3,353	3,365	1,847	1,761	1,400	1,499	—	—	105	105	—	—
卸売業、小売業	4,059	4,070	3,659	3,569	400	500	—	—	—	—	447	421
金融業、保険業	61,287	73,932	11	9	10,998	10,598	—	—	50,277	63,324	—	—
不動産業	8,070	9,470	6,570	7,469	1,500	1,899	—	—	—	101	37	37
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	149	—	149	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	544	640	544	640	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	629	838	629	838	—	—	—	—	—	—	24	21
生活関連サービス業、娯楽業	17	118	17	18	—	100	—	—	—	—	8	8
教育、学習支援業	131	151	131	151	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	767	589	767	589	—	—	—	—	—	—	0	—
その他のサービス	3,509	3,966	3,507	3,663	—	300	—	—	2	2	42	23
その他の産業	487	515	487	515	—	—	—	—	—	—	3	—
国・地方公共団体等	3,339	3,085	159	103	3,173	2,973	—	—	6	8	—	—
個人	14,133	13,834	14,133	13,834	—	—	—	—	—	—	197	162
その他	3,644	3,467	—	—	—	—	—	—	3,644	3,467	—	—
<b>業種別合計</b>	<b>124,481</b>	<b>141,427</b>	<b>46,854</b>	<b>49,944</b>	<b>23,491</b>	<b>24,372</b>	—	—	<b>54,135</b>	<b>67,110</b>	<b>888</b>	<b>868</b>
1年以下	35,269	30,748	3,390	3,729	1,400	500	—	—	30,478	26,518	—	—
1年超3年以下	14,969	30,732	2,589	2,288	2,479	5,243	—	—	9,900	23,200	—	—
3年超5年以下	16,957	15,110	2,313	1,922	6,610	4,229	—	—	8,034	8,959	—	—
5年超7年以下	4,436	3,782	2,036	1,682	1,699	2,099	—	—	700	—	—	—
7年超10年以下	6,995	9,485	2,696	4,585	4,299	4,899	—	—	—	—	—	—
10年超	38,478	41,369	31,175	33,168	6,502	7,300	—	—	800	900	—	—
期間の定めのないもの	7,374	10,199	2,651	2,566	500	100	—	—	4,223	7,532	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>残存期間別合計</b>	<b>124,481</b>	<b>141,427</b>	<b>46,854</b>	<b>49,944</b>	<b>23,491</b>	<b>24,372</b>	—	—	<b>54,135</b>	<b>67,110</b>	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.38の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等」には当該引当金の金額は含めておりません。

#### ア. 貸倒引当金の計算基準

正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先Ⅲ分類に対しては、それぞれの貸倒実績率を算出し引当を行っております。実質破綻先、破綻先に対しては、保全されていない債権全額について引当を行っております。

### 3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	目的使用		その他		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	13	148	148	164	—	0	13	148	148	164	—	—
農業、林業	17	13	13	13	3	—	14	13	13	13	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	83	78	78	14	—	61	83	17	78	14	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
運輸業、郵便業	18	10	10	10	2	—	16	10	10	10	—	—
卸売業、小売業	122	376	376	374	—	—	122	376	376	374	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	140	138	138	137	—	—	140	138	138	137	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	11	11	11	13	1	—	9	11	11	13	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	8	8	0	—	3	—	5	8	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	23	37	37	39	—	17	23	20	37	39	—	—
その他の産業	—	3	3	—	—	—	—	3	3	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	149	165	165	138	—	0	149	165	165	138	—	—
合計	583	996	996	906	8	84	575	911	996	906	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	2,248	25,359	2,063	37,767
10%	1,200	4,201	1,301	3,414
20%	9,905	25,515	10,541	25,280
35%	—	5,539	—	5,396
50%	7,615	1,617	8,308	1,385
75%	—	7,724	—	8,163
100%	2,971	29,694	3,035	34,539
150%	—	86	—	30
250%	500	—	100	—
1250%	—	—	—	—
その他	300	—	100	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	24,742	99,739	25,449	115,977

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りません。  
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

#### ア. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当組合は「標準的手法」を採用するにあたり、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ

# 経営内容

## ■ 信用リスク削減手法に関する事項

《信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー》

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	768	636	700	300	—	—
①	ソブリン向け	3	8	700	300	—	—
②	金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③	法人等向け	292	216	—	—	—	—
④	中小企業等・個人向け	452	401	—	—	—	—
⑤	抵当権付住宅ローン	0	3	—	—	—	—
⑥	不動産取得等事業向け	1	1	—	—	—	—
⑦	3ヵ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑧	出資等	—	—	—	—	—	—
	出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨	その他	18	6	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

3. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

4. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

### 1. 信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、組合が定める規定等により適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「取引約定書」や規定等に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## ■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

保有する投資信託に内包されているもの以外はありません。

## ■ 証券化エクスポージャーに関する事項

保有する投資信託に内包されているもの以外はありません。

## ■ 出資等エクスポージャーに関する事項

### (1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	109	109
非上場株式等	977	977	863	863
合計	977	977	972	972

### (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	—	0
売却損	2	0
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	△ 74	△ 6

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

### (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

## ア. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要に関する事項

上場株式、非上場株式、投資信託等が該当し、これらのリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、財務諸表や運用報告書を基に定期的にモニタリングを実施、運用状況等必要に応じて運用会議で報告、ALM委員会で投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当組合が定める「有価証券等運用規定」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

## ■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	0	0
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—



# 経営内容

## ■ 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義しております。  
 具体的には、組合が定める「リスク管理規程・リスク管理要領」に則り、リスク管理部署が、BPV、VaR、IRRBB等のリスク指標を活用して金利リスクのモニタリング、分析を行っております。分析結果等はALM委員会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。  
 管理方法としては、リスクリミット、ポジション枠等を設定し管理しています。このように、当組合では将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行っております。

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム、証券会社で構築した有価証券管理システム(NBAシステム)の両方を用いて、BPV、VaR、IRRBB等により金利リスクを計測しております。

- ・BPV(100BPV)……………市場金利が1%上昇(平行移動)した時の現在価値変動額
  - ・計測対象 「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産
  - ・計測頻度 月次(前月末基準)
- ・VaR(バリュー・アット・リスク)…過去のデータを使って(観測期間)、一定の期間に(保有期間)、一定の確率で発生し得る(信頼区間)、最大の損失額
  - ・算出前提 保有期間 60日、信頼区間 99%、観測期間 1年間
  - ・計測対象 「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産
  - ・計測頻度 月次(前月末基準)
- ・IRRBB……………金利ショックに対する経済的価値の減少額
  - ・計測対象 「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産
  - ・計測頻度 月次(前月末基準)

(単位:百万円)

IRRBB：金利リスク		令和元年度		令和2年度	
項番		△EVE	△NII	△EVE	△NII
1	上方パラレルシフト	1,269	65	1,337	59
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,075		1,176	
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,269	65	1,337	59
8	自己資本の額	5,294		5,410	

△EVEとは金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものを、△NIIとは金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。

#### △EVEについて

令和3年3月末の△EVEで計測した銀行勘定の金利リスクは、規制で定められた3つのシナリオの内、上方パラレルシフトにおいて最大となり、自己資本5,410百万円に対し最大リスク量は1,337百万円となります。

△EVEの計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。

#### (△EVE算出の前提)

流動性預金については、金利改定の平均満期は1.211年、最長満期を5年とし、流動性預金全体に占めるコア預金の割合は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約は考慮しておりません。

複数通貨の集計方法ですが、円金利のみを対象としております。

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。また、内部モデルは使用しておりません。

#### △NIIについて

令和3年3月末の△NIIで計測した銀行勘定のリスクは、規制で定められた2つの金利シナリオの内、上方パラレルシフトにおいて最大となり、最大リスク量は59百万円となります。

#### (△NII算出の前提)

上記△EVE算出と同様の前提を用いております。

当組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示広告に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクについて、当該金利リスクの計測手法及びリスク量は26ページに記載しております。

## 証券業務

### ■ 公共債窓販実績

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
国債	17	5

(注) 個人向け国債のみ取扱っており、新型窓口販売方式国債、地方債、政府保証債は取扱っておりません。

# その他業務

## ■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月25日  
真岡信用組合  
理事長 塚田 義孝

## ■ 法定監査の状況

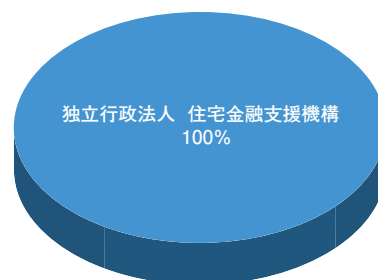
当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「公認会計士小川修事務所」の監査を受けております。

## ■ 代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	令和元年度末	令和2年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	382	316
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
その他	—	—
合計	382	316

## 令和2年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



## ■ 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

区分	令和元年度				令和2年度			
	他の金融機関へ向けた分		他の金融機関から受けた分		他の金融機関へ向けた分		他の金融機関から受けた分	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
振込	30,580	29,944	60,650	27,245	30,851	34,084	69,895	33,402
送金	—	—	—	—	—	—	—	—
代金取立	25	9	60	18	23	7	30	87
雑為替	1,561	947	751	639	1,603	1,195	1,069	610
合計	32,166	30,900	61,461	27,902	32,477	35,286	70,994	34,099

## ■ 主要な事業の内容

### A. 預金業務

- (イ) 預金・定期積金  
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金  
取り扱っておりません。

### B. 貸出業務

- (イ) 貸付  
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (ロ) 手形の割引  
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

### C. 商品有価証券売買業務

取り扱っておりません。

### D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

### E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

### F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

### G. 保険窓販業務

個人年金保険、住宅ローン関連の長期火災保険、8大疾病補償付債務返済支援保険、自動車保険、傷害保険、医療保険、がん保険を取扱っております。

### H. 国債窓販業務

個人向け国債の募集の取扱いを行っております。

### I. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

### J. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

### K. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 有価証券の貸付業務
- (ハ) 国債等の引受け
- (二) 代理業務
  - (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
  - (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
  - (c) 日本銀行の歳入復代理店業務
  - (ホ) 地方公共団体の公金取扱業務
  - (ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
  - (ト) 保護預り及び貸金庫業務
  - (チ) 信託会社・信託業務を営む金融機関の代理業務(業務の媒介を含む)
    - (a) オリックス銀行株式会社
  - (リ) 振替業
  - (ヌ) 両替
  - (ル) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

# その他業務

## ■ 各種手数料一覧

(令和3年4月1日現在)

### ○発行手数料

証明書	残高証明書 (1通につき)	システム発行(都度・継続)	330円
		手書き発行(制定外、英文)	1,100円
		会計監査人制定用紙	3,300円
	住宅取得控除証明書(1通につき)	550円	
	利息証明書(1通につき)	330円	
当座勘定	小切手帳発行(1冊50枚)	2,200円	
	約束手形帳発行(1冊50枚)	2,200円	
	預金小切手発行(1枚につき)	1,100円	
	マル専当座取扱手数料(割販通知書1通あたり)	11,000円	
	マル専手形発行手数料(1枚につき)	1,100円	
新規	磁気キャッシュカード(代理人カード)	1,100円	
	ICキャッシュカード(代理人カード含)		
再発行	通帳・証書・カード	1,100円	
	株式払込委託手数料	11,000円	

### ○融資関連手数料

事務手数料	フリー・その他消費ローン	5,500円	
	カーライフ・奨学ローン	3,300円	
	カーライフ・奨学ローン(保証料一括払商品)	1,650円	
	条件変更手数料 ※事業性融資含む、上記保証料先払商品は除く	5,500円	
	事業性融資(証書貸付)全額繰上返済手数料 (別途、消費税をいただきます)	返済金額 30百万円以上 繰上返済元本の1.0%	
	保証協会付融資手数料(新規実行時)	1,100円	
	カードローン発行手数料	無料	
不動産手担数保料	事業性	設定	44,000円
		変更	
		一部解除	22,000円
	非事業性	設定	16,500円
		変更	11,000円
	一部解除	5,500円	
	※上記とは別に登記費用が必要となります。		
	動産担保事務取扱手数料	11,000円	
住宅ローン関連	新規取扱手数料(プロパー・リフォームローン含)	5,500円	
	保証会社事務取扱手数料(新規取扱時)	住宅ローン	55,000円
		残高500万円未満	22,000円
		残高500万円以上 1,000万円未満	33,000円
	残高1,000万円以上	44,000円	
	一部繰上返済手数料	5,500円	
固定金利選択手数料 ※変動金利から固定金利に変更時 ※再度固定金利を選択時	5,500円		
	融資証明書発行手数料	11,000円	

### ○貸金庫・夜間金庫使用料

貸金庫	本 店	小	13,200円	七井支店	7,700円	荒町支店	
		中	16,500円		9,900円	19,800円	
		大	22,000円		15,400円	26,400円	
		※荒町支店は全自動貸金庫となります。					
夜間金庫	本店・益子支店・七井支店 芳賀支店・長田支店・荒町支店			13,200円			

### ○ATM利用手数料

◎当組合ATM利用					
	ご利用時間	当組合カード		他行カード	
		預入	引出	預入	引出
平日	8:45～18:00	無料		110円	110円
	18:00～19:00			220円	220円
土曜	9:00～14:00			110円	110円
	14:00～17:00			220円	220円
日曜・祝日	9:00～17:00			220円	220円
土日祝日 稼働店舗	本店・益子支店・芳賀支店・長田支店・荒町支店				
◎セブン銀行ATM利用					
	ご利用時間	預入	引出		
終日	0:00～24:00	110円			

### ○個人情報開示

個人データ通知手数料(1通につき)	10年以下	1,100円
	10年超	5,500円

### ○円貨両替手数料

両替枚数	1枚～50枚	51枚～500枚	501枚～1,000枚	1,001枚～1,500枚	1,501枚～2,000枚
手数料	無料(注)	550円	1,100円	1,650円	2,200円以降 500枚毎に 550円を加算

(注)当組合に口座をお持ちでない方は550円となります。

### ○硬貨整理手数料

硬貨枚数	1枚～500枚	501枚～1,000枚	1,001枚～2,000枚	2,001枚～3,000枚
手数料	無料	550円	1,100円	1,650円以降 1,000枚毎に 550円を加算

### ○インターネットバンキング

振込	組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			本支店宛	無料	
		他行宛	220円		
	5万円以上	当組合宛	自店宛	無料	
		本支店宛	無料		
		他行宛	330円		
振替	非組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			本支店宛	110円	
		他行宛	330円		
	5万円以上	当組合宛	自店宛	無料	
		本支店宛	220円		
		他行宛	550円		
総合振込	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料	
		本支店宛	無料		
		他行宛	220円		
	5万円以上	当組合宛	自店宛	無料	
		本支店宛	無料		
		他行宛	330円		

契約手数料(初期費用)		無料	
月額基本料金	個人	無料	
	法人 個人事業主	照会・振込・振替	1,100円
		照会・振込・振替・ データ伝送(総合 振込・給与振込・ 口座振替)	3,300円

※手数料には消費税が含まれております。

## ○内国為替手数料

窓 口 振 込	5万円 未 満	当組合宛	自店宛	220円	
			本支店宛	330円	
	他行宛	電信扱	660円		
		文書扱			
5万円 以 上	当組合宛	自店宛	440円		
		本支店宛	550円		
	他行宛	電信扱	880円		
		文書扱			
A T M 振 込	現 金	5万円 未 満	当組合宛	自店宛	220円
				本支店宛	
		他行宛	550円		
			5万円 以 上	当組合宛	自店宛
			本支店宛	440円	
	他行宛	770円			
		5万円 未 満	当組合宛	自店宛	無料
				本支店宛	無料
	他行宛	330円			
		5万円 以 上	当組合宛	自店宛	無料
				本支店宛	無料
	他行宛	550円			
5万円 未 満		当組合宛	自店宛	無料	
			本支店宛	110円	
他行宛	440円				
	5万円 以 上	当組合宛	自店宛	無料	
			本支店宛	220円	
他行宛	660円				
	他行 キャ ッ シ ユ カ ー ド	5万円 未 満	当組合宛	自店宛	110円
			本支店宛		
他行宛		440円			
		5万円 以 上	当組合宛	自店宛	220円
			本支店宛	330円	
他行宛	660円				
	※他行カードによる振込の場合は、上記振込手数料のほか別途ATM利用手数料が必要となります。				
送 金	当組合本支店宛		※取扱いは地方公共団 体に限りです。	無料	
	他行宛			660円	
自 動 送 金	組 合 員	5万円 未 満	当組合宛	自店宛	無料
				本支店宛	無料
		他行宛	330円		
			5万円 以 上	当組合宛	自店宛
		本支店宛		無料	
	他行宛	550円			
		非 組 合 員	5万円 未 満	当組合宛	自店宛
				本支店宛	110円
他行宛	440円				
	5万円 以 上		当組合宛	自店宛	無料
		本支店宛	220円		
他行宛	660円				
	代 金 取 立	他行取立	個別取立	880円	
集中取立			660円		
当組合取立		自店内	無料		
		本支店間	220円		
交換取立	220円				
他行の通帳・証書等取立	880円				
不渡手形等の返却				1,100円	
取立手形等の組戻				1,100円	
振込・送金の組戻				1,100円	
振込訂正手数料				880円	
他行向税金・公共料金振込(納付書1枚あたり)				660円	

※手数料には消費税が含まれております。

## ○電子記録債権(でんさい)利用手数料

項 目	内 容 等	手数料	
基本手数料 (月額)	債務者請求方式(約束手形方式)	無 料	
	債権者請求方式(為替手形方式)		
発生記録手数料 (予約含む)	債権取引1件毎に必要なとなります。	インターネット バンキング	330円
		書面	550円
譲渡記録手数料 (予約含む)	債権取引1件毎に必要なとなります。 ※割引請求時も同様です。	インターネット バンキング	165円
		書面	330円
分割譲渡記録 手数料 (予約含む)	債権取引1件毎に必要なとなります。 ※割引請求時も同様です。	インターネット バンキング	330円
		書面	550円
各種記録手数料	保証、支払等、変更記録の際に必要なとなります。	330円	
各種記録取消 手数料	発生、譲渡、分割譲渡、口座間決済等の承認後の記録を取消す際に必要となります。	440円	
残高証明書 発行手数料	お申込の都度、証明書を発行する手数料。	4,400円	
残高証明書 定例発行手数料	ご希望の条件で定期的に証明書を発行する手数料。 (事前にお手続が必要となります。)	1,650円	
貸倒引当金繰入 事由に係る証明 書発行手数料	債務者の支払停止処分時に、債権者の請求に基づき、貸倒引当金繰入事由の証明書を発行する手数料。	1,100円	
電子記録債権 受取手数料		無 料	

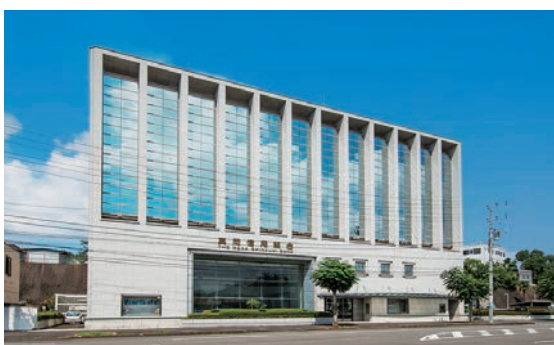
※インターネットバンキングによる『でんさいサービス』のご利用には『もおしんインターネットバンキング』のご契約が必要となります。  
『もおしんインターネットバンキング』のご利用には別途利用手数料がかかります。



# 店舗一覧

(令和3年6月末現在)

金融機関コード:2122



**本店営業部** 店舗コード:002  
〒321-4361 栃木県真岡市並木町1-13-1  
TEL.0285-82-3401 FAX.0285-84-7007 ATM:2台



**益子支店** 店舗コード:003  
〒321-4217 栃木県芳賀郡益子町益子2000-1  
TEL.0285-72-3221 FAX.0285-72-4571 ATM:2台



**七井支店** 店舗コード:004  
〒321-4104 栃木県芳賀郡益子町大沢19-1  
TEL.0285-72-2503 FAX.0285-72-6615 ATM:2台



**芳賀支店** 店舗コード:005  
〒321-3307 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井南3-8-1  
TEL.028-677-0138 FAX.028-677-3934 ATM:2台



**長田支店** 店舗コード:006  
〒321-4364 栃木県真岡市長田2-16-5  
TEL.0285-82-6311 FAX.0285-82-6882 ATM:1台



**荒町支店** 店舗コード:007  
〒321-4305 栃木県真岡市荒町1080-1  
TEL.0285-85-0800 FAX.0285-85-0805 ATM:2台

# 索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、\*印は「協法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、\*\*印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

## ■ ごあいさつ …… 1

### 【概況・組織】

- 1. 事業方針 …… 12
- 2. 事業の組織 \* …… 2
- 3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) \* …… 3
- 4. 会計監査人の氏名又は名称 \* …… 3
- 5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) \* …… 52
- 6. 自動機器設置状況 …… 52
- 7. 地区一覧 …… 表2
- 8. 組合員数 …… 2
- 9. 子会社の状況 …… 2

### 【主要事業内容】

- 10. 主要な事業の内容 \* …… 49
- 11. 信用組合の代理業者 \* …… 取扱いなし

### 【業務に関する事項】

- 12. 事業の概況 \* …… 12.13.14.15
- 13. 経常収益 \* …… 32
- 14. 業務純益等 \* …… 30
- 15. 経常利益(損失) \* …… 32
- 16. 当期純利益(損失) \* …… 32
- 17. 出資総額、出資総口数 \* …… 32
- 18. 純資産額 \* …… 32
- 19. 総資産額 \* …… 32
- 20. 預金積金残高 \* …… 32
- 21. 貸出金残高 \* …… 32
- 22. 有価証券残高 \* …… 32
- 23. 単体自己資本比率 \* …… 32
- 24. 出資配当金 \* …… 32
- 25. 職員数 \* …… 32

### 【主要業務に関する指標】

- 26. 業務粗利益及び業務粗利益率 \* …… 30
- 27. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支 \* …… 30
- 28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利鞘 \* …… 31.32
- 29. 受取利息、支払利息の増減 \* …… 31
- 30. 役務取引の状況 …… 31
- 31. その他業務収益の内訳 …… 34
- 32. 経費の内訳 …… 31
- 33. 総資産経常利益率 \* …… 30
- 34. 総資産当期純利益率 \* …… 30

### 【預金に関する指標】

- 35. 預金種目別平均残高 \* …… 34
- 36. 預金者別預金残高 …… 35
- 37. 財形貯蓄残高 …… 35
- 38. 職員1人当り預金残高 …… 34
- 39. 1店舗当り預金残高 …… 34
- 40. 定期預金種類別残高 \* …… 35

### 【貸出金等に関する指標】

- 41. 貸出金種類別平均残高 \* …… 35
- 42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 \* …… 37
- 43. 貸出金金利区分別残高 \* …… 35
- 44. 貸出金使途別残高 \* …… 38
- 45. 貸出金業種別残高・構成比 \* …… 36
- 46. 預貸率(期末・期中平均) \* …… 34

- 47. 消費者ローン・住宅ローン残高 …… 38
- 48. 代理貸付残高の内訳 …… 49
- 49. 職員1人当り貸出金残高 …… 34
- 50. 1店舗当り貸出金残高 …… 34

### 【有価証券に関する指標】

- 51. 商品有価証券の種類別平均残高 \* …… 取扱いなし
- 52. 有価証券の種類別平均残高 \* …… 36
- 53. 有価証券種類別残存期間別残高 \* …… 37
- 54. 預証率(期末・期中平均) \* …… 34

### 【経営管理体制に関する事項】

- 55. 法令遵守の体制 \* …… 18
- 56. リスク管理体制 \* …… 16.17.18
- 57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 \* …… 22

### 【財産の状況】

- 58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書 \* …… 24~30
- 59. リスク管理債権及び同債権に対する保全額 \* …… 39
  - (1) 破綻先債権
  - (2) 延滞債権
  - (3) 3か月以上延滞債権
  - (4) 貸出条件緩和債権

- 60. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 \* …… 39
- 61. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細) \* …… 42
- 62. 有価証券、金銭の信託等の評価 \* …… 33.34
- 63. 外貨建資産残高 …… 取扱いなし
- 64. オフバランス取引の状況 …… 32
- 65. 先物取引の時価情報 …… 33
- 66. オプション取引の時価情報 …… 33
- 67. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) \* …… 38
- 68. 貸出金償却の額 \* …… 38
- 69. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について \*\* …… 49
- 70. 会計監査人による監査 \* …… 49

### 【その他の業務】

- 71. 内国為替取扱実績 …… 49
- 72. 外国為替取扱実績 …… 取扱いなし
- 73. 公共債窓販実績 …… 48
- 74. 公共債引受額 …… 取扱いなし
- 75. 手数料一覧 …… 50.51

### 【その他】

- 76. トピックス …… 6.7
- 77. 当組合の考え方 …… 12
- 78. 沿革・歩み …… 2
- 79. 継続企業の前提の重要な疑義 \* …… 該当なし
- 80. 総代会について \*\* …… 4.5
- 81. 報酬体系について \*\* …… 21

### 【地域貢献に関する事項】

- 82. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等) \*\* …… 8~11
- 83. 地域密着型金融の取組み状況 \*\* …… 40.41
- 84. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 \* …… 40.41
- 85. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について \*\* …… 41

ちかくにいるから、  
チカラになれる。

Shinkumi Bank



〒321-4361 栃木県真岡市並木町一丁目13番地1  
TEL : 0285-82-3496 FAX : 0285-83-5155  
ホームページ : <https://www.moka.shinkumi.jp/>